

最終報告書(案)

～電波利用料制度の見直しについての基本的な考え方～

平成19年7月

電波利用料制度に関する研究会

最終報告書
電波利用料制度の見直しについての基本的な考え方

目 次

序章	1
第1章 現行の電波利用料制度の概要	2
第2章 電波利用料の見直しについて	14
第1節 電波利用料見直しの背景	14
第2節 電波利用料の見直しにおける研究会の運営方法	15
第3節 電波利用料の見直しにおける検討方法	16
第4節 公開ヒアリング	21
第3章 電波利用料の制度の在り方	22
第1節 基本的な考え方	22
第2節 電波利用共益事務の性格	23
第3節 電波利用共益事務となるものの選定の考え方	24
第4節 逼迫対策事業と無線局の受益及び負担の関係について	24
第5節 受益と負担が迅速に連動できる制度の導入	25
第4章 電波利用料の用途の在り方	26
第1節 基本的な考え方	26
第2節 携帯電話等エリア整備の充実	27
第3節 地上デジタル放送のデジタル化への完全移行	28
第4節 国際競争力の強化	32
第5節 その他の主な用途	34

第5章 電波利用料の料額の在り方.....	36
第1節 基本的な考え方	36
第2節 テレビジョン放送の電波利用料の見直し	38
第3節 国等の無線局の電波利用料負担	39
第4節 免許不要局の電波利用料負担	43
第5節 各無線システム内での個別配分における勘案要素	44

<電波利用料制度に関する研究会 構成員リスト>

参考資料

- 参考 1 a群とb群の用途の振り分けを変えた場合の現行制度における負担の試算例
- 参考 2 勘案要素の有無による電波利用料の負担
勘案要素の有無による現行制度における負担の試算例
- 参考 3 携帯電話事業者と放送事業者の経済指標による比較について

序章

無線通信は、ユビキタス社会を実現するための究極的な手段であり、このためには有限かつ希少な電波を有効に利用することが喫緊の課題である。

これまで「電波開放戦略」に沿った周波数の再編等を通じて電波の利用が促進され、新ビジネスが急速に展開されており、電波を利用する者が変化・拡大している。

このため、電波の適正な利用の確保のための電波利用共益事務については、急速なビジネス展開に対して多様な形態での電波利用の環境を整備し、国民がどこに暮らしていてもユビキタス社会の効用を享受できるようなものとしていくことが重要である。また、これら電波利用共益事務に充てる電波利用料の負担については、無線局免許人間の公平性を迅速に確保することが必要である。

以上の認識の下、本研究会では、現行の電波利用料制度及び前回の電波利用料の見直しを踏まえ、電波利用料の性格を改めて確認し、次期電波利用料の制度、用途、料額の在り方について幅広い観点から検討を行った。

第 1 章 現行の電波利用料制度の概要

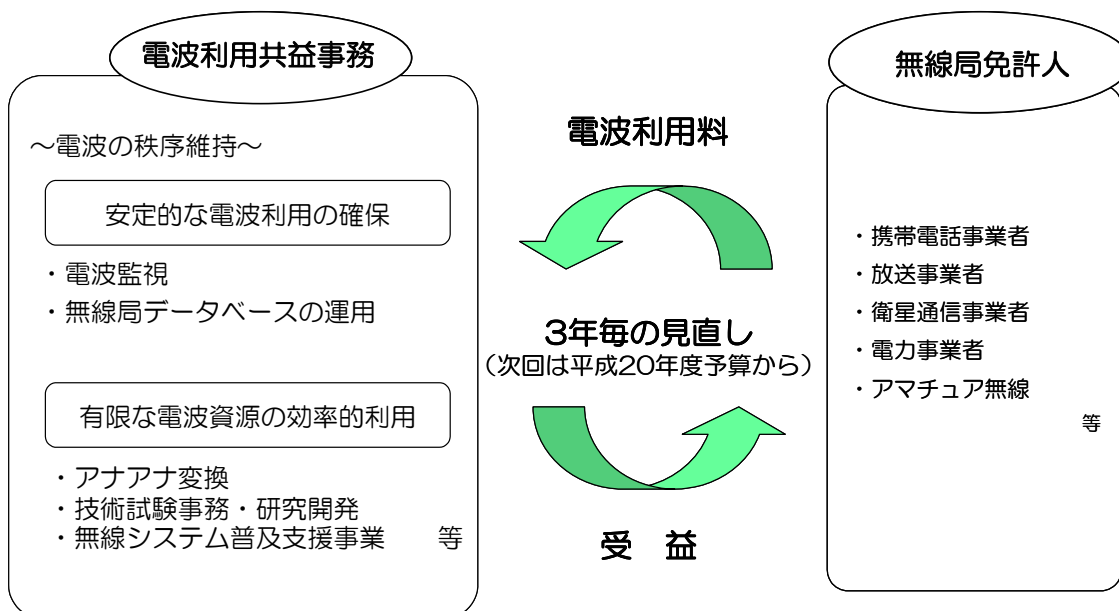
1 電波利用料の概要

電波利用料は、平成 5 年 4 月に制度化されたもので、電波利用の拡大に伴う電波監視等の電波行政事務の経費に充てるものとして、その行政事務の受益者である無線局免許人等に対し負担を求めることを目的としている。免許局が電波を安心して利用できる環境の整備・構築を図るために、無線局免許人等から毎年徴収する手数料的なものとして、マンションの管理費用のような性格を有するものである。

電波利用料は 3 年を 1 期間として、その期間に必要と見込まれる電波利用共益費用を、同期間中に見込まれる無線局で負担するものとして、3 年毎に見直しを行い、電波利用の環境に迅速に対応しているところである。

電波利用料の性格

- ・ 電波利用料は、平成5年4月に制度化されたもので、電波利用の拡大に伴う電波監視等の電波行政事務の経費に充てるものとして、その行政事務の受益者である無線局免許人に対し負担を求める、広義の手数料。(マンションの管理費用のような性格)



2 電波利用料の見直しの経緯

電波利用料の制度は、前項でも述べたとおり、平成5年4月に導入され、その後、平成8年、平成11年、平成14年及び平成17年と3年毎に見直しが行われた。

料額の見直しの結果、平成8年に主に携帯電話及びテレビジョン放送、平成11年には主にPHS基地局の電波利用料の料額が値下げされた。また、平成17年には、電波の経済的価値に係る要素等を勘案した料額の導入がされた。

なお、平成14年においては、見直しの結果、据え置きとなっている。

電波利用料の用途については、平成8年には技術試験事務、平成11年には電波遮へい対策事業、平成13年にはアナログ周波数変更対策業務(特定周波数変更対策業務)、平成16年には特定周波数終了対策業務、平成17年には電波資源拡大のための研究開発及び無線システム普及支援事業が各々追加された。

電波利用料のこれまでの経緯

施行年月	料額に係る変更	用途の追加
平成5年4月	電波利用料制度の導入による料額の設定	<ul style="list-style-type: none"> 電波監視 (電波監視施設の整備・運用及び電波監視業務等の実施) 総合無線局管理ファイルの作成・管理 (総合無線局監視システムの整備・運用) その他 (無線局全体の受益を直接の目的として行う事務)
平成8年6月	料額の引下げ ・携帯電話 600円→540円 ・TV放送 29,700円→25,300円	<ul style="list-style-type: none"> 技術試験事務 (既に開発している要素技術を早期に導入して技術基準を策定する業務)
平成11年5月	料額の引下げ ・基地局 (PHS) 7,200円→5,500円	<ul style="list-style-type: none"> 電波遮へい対策事業 (トンネル等人工的な構造物に起因して電波が遮へいされることにより無線通信が行えない場合に代替する伝送路を開設するために必要な無線設備等を設置する業務)
平成13年7月		<ul style="list-style-type: none"> 特定周波数変更対策業務 (地上テレビジョン放送のデジタル化に伴う周波数等の変更に係る無線設備の変更等の工事を行うおとする免許人等に対して当該工事に要する費用に充てるための給付金を支給する等の業務)
平成14年	電波利用料の料額据え置き	
平成15年9月	特定周波数変更対策業務に係る追加的電波利用料の導入	
平成16年7月	特定周波数終了対策業務に係る追加的電波利用料の導入	<ul style="list-style-type: none"> 特定周波数終了対策業務 (電波の迅速な再配分の実施により免許人に通常生ずる費用に充てるための給付金を支給する等の業務)
平成17年11月 (用途) 平成17年12月 (料額)	電波の経済的価値に係る要素等を勘案した料額への変更 ・広域専用電波の導入 ・携帯電話 540円→420円 ・固定局 16,800円 → 18,300～76,851,700円	<ul style="list-style-type: none"> 電波資源拡大のための研究開発 (電波のより能率的な利用に資する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術に関する研究開発) 無線システム普及支援事業 (電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信の利用が困難な地域においてその利用を可能とするため、必要最小の空中線電力による所要の無線局の開設に必要な伝送路設備を整備する事業)

3 電波利用料の現行料額

電波利用料の料額については、前回、平成17年12月の見直しにより、電波利用料の旧料額においては1の項から9の項それぞれ1種類だったものが、電波の

経済的価値に係る要素等を勘案した料額に変更されており、現行料額の概要は、下表のとおりとなっている。

この表にあるとおり、広範囲の地域において、排他的に利用する形態の無線局について、無線局数によらず、利用する周波数幅に応じた電波利用料の料額が、前回の見直しにより新しく導入されている。

現行の電波利用料額の概要

免許区分	旧料額 (年額：円)	現行料額(年額：円)			
		広域専用電波を使用しないもの		広域専用電波を使用するもの	
		無線局単位	無線局単位	追加徴収分	無線局単位
1の項 移動局（パーソナル無線局、船舶局等）	600	600～1,497,500		500	45,869,800
包括免許局	540	540		420	
2の項 基地局（PHS等、海岸局等）（8の項に掲げる無線局を除く。）	5,500	4,500～12,400		4,100	
3の項 人工衛星局（8の項に掲げる無線局を除く。）	24,100	186,800～177,601,800			
4の項 地球局（5の項及び8の項に掲げる無線局を除く。）等	10,500	50,200～42,076,500		2,700	1,928,900
5の項 船舶地球局等（8の項に掲げる無線局を除く。）	2,200	3,300		1,800	
包括免許局	540	540		420	
6の項 放送局					
テレビジョン放送をするもの	23,800	特定新規設置局（デジタルテレビ）	7,400		
その他のもの		その他のもの（アナログテレビ）	25,700		
その他のもの		中波ラジオ局 等	36,500～2,143,400		
追加徴収分に係るもの					
		TV小規模局（HF:0.1km未満、UHF:0.2km未満）	620（※2）		
		TV中規模局（HF:0.1W以上50km未満、UHF:0.2W以上100km未満）	83,000（※2）		
		TV大規模局（HF:50km以上、UHF:100km以上）	310,000,000（※2）		
7の項 多重放送局（8の項に掲げる無線局を除く。）	900	900			
8の項 実験無線局及びアマチュア無線局	500	500			
9の項 その他の無線局（固定局等）	16,300	18,300～76,851,700			
包括登録局					
		移動する無線局	570	20（※3）	
		移動しない無線局	2,280～2,720	570（※3）	

※1 広域専用電波を使用する免許人に加算（全国1MHz当たりの料額）

※2 特定周波数変更対策業務の一部に充てるものとして、テレビジョン放送をする無線局は平成15～22年度において追加徴収をするもの（平成15年9月1日施行）

※3 特定周波数終了対策業務の一部に充てるものとして、5GHz帯無線アクセスシステムの無線局に限り平成17～27年度に追加徴収するもの（平成17年5月16日施行）

4 電波利用料の全額及び半額免除の状況

電波法第104条の規定により、国等の無線局については、電波利用料の納付義務が全額免除されている。

また、地方公共団体の消防及び水防用無線についても、電波法第103条の2第12項の規定により全額免除されている。他方で、地方公共団体の防災用無線については、普段は行政無線として使用しているため、電波法第103条の2第13項の規定により、半額免除となっている。

その他、独立行政法人（元来の国の事務を引継ぐ法人のみ）及び国立大学法人の無線局についても第104条の規定により全額免除となっている。

電波利用料の全額免除、半額免除の状況

国等の無線局は、電波法等においてその無線局の用途に応じ電波利用料の全額免除、半額免除を規定。

平成18年9月現在

減免するもの	主な免許人	免除の内容	無線局数	局種	根拠法令
消防、水防用無線	地方公共団体	全額免除	119,498局	移動通信 固定通信	電波法第103条の2第12項 第2号、同3号
防災用無線	地方公共団体	半額免除	174,692局	移動通信 固定通信	電波法第103条の2第13項
国の無線局	警察庁 国土交通省 法務省	全額免除	258,051局	移動通信 固定通信 レーダー	電波法第104条
独立行政法人(※) (元来の国の事務を引継ぐ法人のみ)	国立青少年教育振興機構 国立文化財機構 国立高等専門学校機構	全額免除	3,753局	移動通信 その他	電波法第104条及び 電波法施行令第11条

※このほか、国立大学法人法施行令第23条第3項の規程により、国立大学法人のうち文部科学大臣及び総務大臣が指定するものを独立行政法人とみなし、電波利用料の全額免除がされている。(19年3月現在 1,921局)

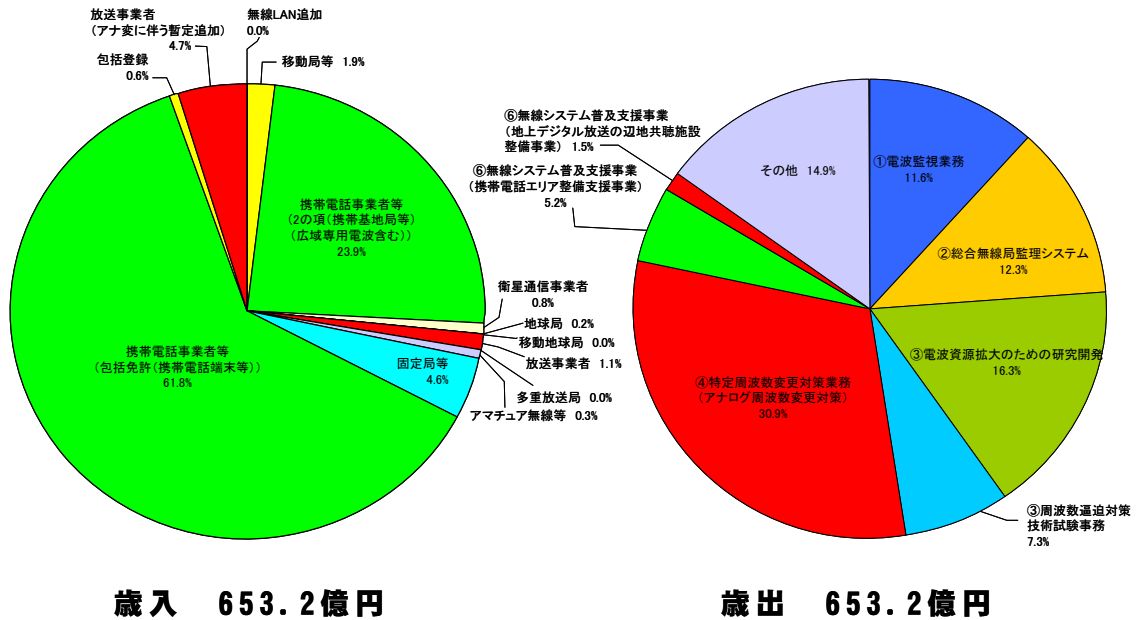
5 電波利用料予算歳入及び歳出の内訳(平成19年度)

平成19年度の電波利用料予算は、歳入、歳出ともに653.2億円となっている。

歳出(受益)については、電波法第103条の2第4項において規定されている。具体的には1号事務(電波監視業務)、2号事務(パートナーシステム)、3号事務(研究開発及び周波数逼迫対策技術試験事務)、4号事務(アナログ周波数変更対策)、6号事務(無線システム普及支援)等が例示されており、このうち、4号事務は平成22年度まで継続予定の事務である。

一方、歳入(負担)については、携帯電話事業者等の包括免許人(電波法第103条の2第5項及び第6項に基づく。)による負担が最大で61.8%、続いて携帯電話事業者等の基地局等による負担が23.9%を占めており、携帯電話事業者等の負担割合が全体の8割強となっている。

電波利用料予算歳入及び歳出の内訳（平成19年度）



○数字は電波法第103条の2第4項の各号事務の番号

6 電波利用料の用途の現状

電波利用料の用途は、電波法第103条の2第4項に規定されており、電波の適正な利用の用途の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に電波利用料が充てられることになっている。これまでの電波利用料の見直しの際においても、この考え方に合致した用途が追加されてきた。

各用途内容の詳細は、次のとおりである。

電波利用料の使途（電波利用共益事務）

- ・ 電波利用料の使途は、「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用」の財源に充てるため限定的に法定化（電波法第103条の2第4項）

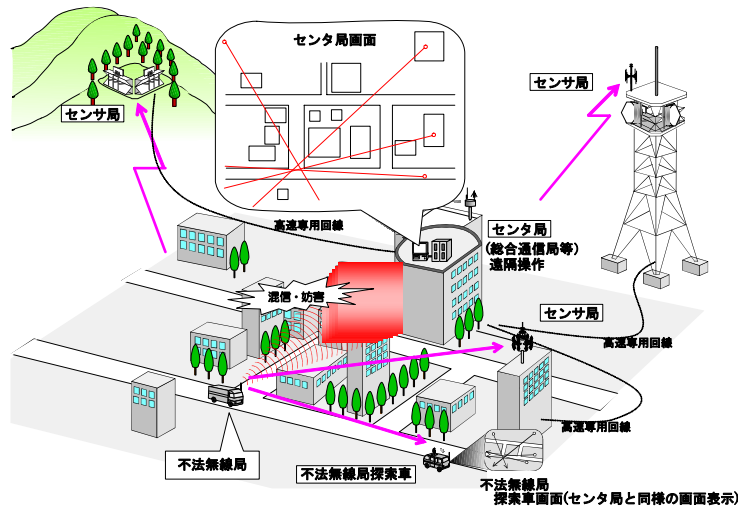
電波利用共益事務

電波法第百三条の二第四項

- 一 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査
- 二 総合無線局管理ファイル（全無線局について第六条第一項及び第二項、第二十七条の三、第二十七条の十八第二項及び第三項並びに第二十七条の二十九第二項及び第三項の書類及び申請書並びに免許状等に記載しなければならない事項その他の無線局の免許等に関する事項を電子情報処理組織によって記録するファイルをいう。）の作成及び管理
- 三 電波のより能率的な利用に資する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する研究開発並びに既に開発されている電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を定めるために行う試験及びその結果の分析
- 四 特定周波数変更対策業務（第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。）
- 五 特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。第十項及び第十一項において同じ。）
- 六 電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするため、当該無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送路設備（有線通信を行うためのものに限り、これと一体として設置される総務省令で定める附属設備を含む。）の整備のための補助金の交付

① 電波監視施設の整備・運用及び電波監視業務等の実施(第1号事務)

電波監視施設の整備・運用及び電波監視業務等の実施



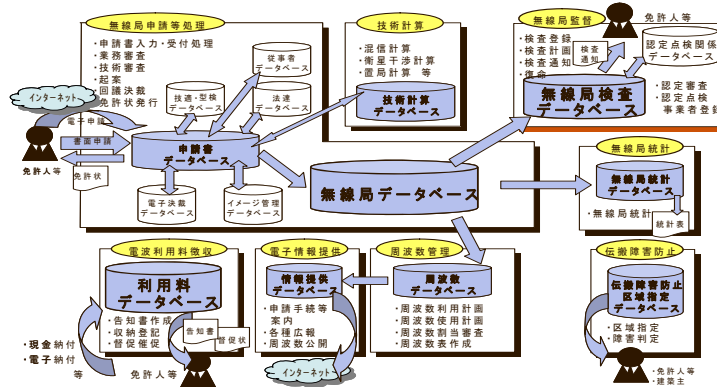
平成5年度から電波監視施設整備を開始。平成17年度までに77,871局の不法無線局を措置し、よりクリーンな電波利用環境の維持に成果。引き続き電波利用技術の進展に対応した施設の変更等を実施。さらに平成19年度から3力年かけて宇宙電波監視施設の変更を実施。

単位：億円

所要予算額	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	70.3	69.1	75.9

② 総合無線局監視システムの整備・運用(第2号事務)

総合無線局監視システムの整備・運用



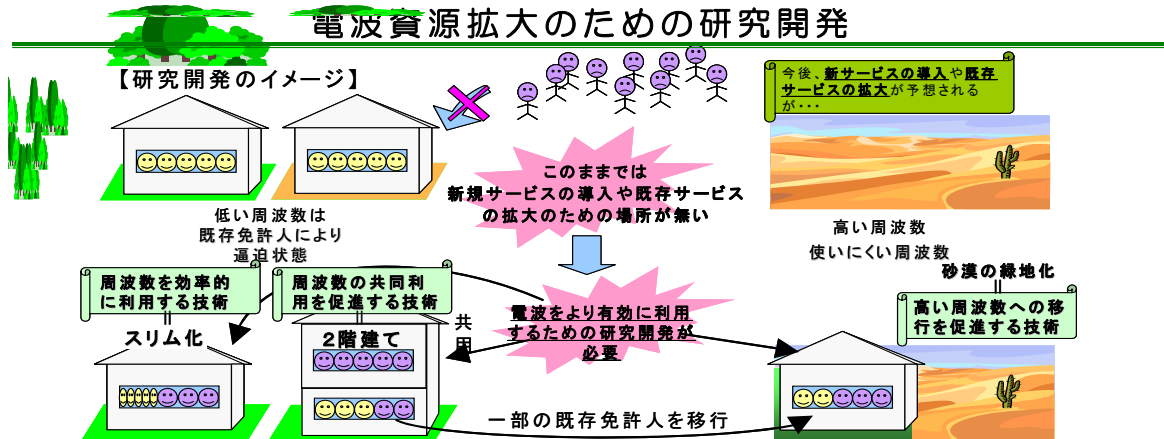
電子申請、電波利用料の電子収納の機能開発を行うなど利用者への行政サービス向上の一環としてシステムの構築を行い、併せて混信等技術計算、無線局検査等電波監理事務の効率化に寄与(平成17年度における電子申請率14.0%、電子収納率1.96%)。利用者の入力支援機能の提供などインテリジェント申請機能、自動審査機能等新たな機能開発を進めている。

単位:億円

所要予算額	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	94.7	85.7	80.7

③ 電波資源拡大のための研究開発(第3号事務)

電波資源拡大のための研究開発



平成17年度から案件ごとに3~5年程度の研究期間を設定し、逼迫しているが需要の高い周波数帯域を中心に約1.5GHz幅以上の周波数の確保を目標としており、18年度末時点での成果として、特許約160件、学会発表約310件の実績。

主な研究例

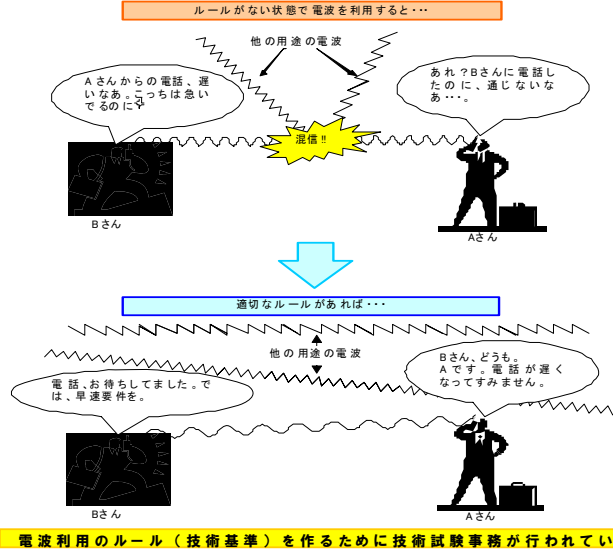
- コグニティブ無線(19年度終了): 逼迫している6GHz以下の周波数帯の柔軟な利用が可能となる基盤技術が確立されることから、導入に向けた詳細な検討が可能となる。
- レーダーの狭帯域化(19年度終了): 将来のより厳しいスプリアス(不要発射)の国際基準に我が国が先行的に対応でき、国際競争力の強化につながる。3~9GHz帯の空いた周波数帯への新システムの導入が可能となる。
- 高マイクロ波、ミリ波帯への移行促進技術(21年度終了): 広帯域を確保可能な高い周波数帯の利用技術が確立されることで、ワイヤレスブロードバンド環境の実現に寄与する。

単位:億円

所要予算額	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	78.4	87.6	106.4

④ 周波数逼迫対策技術試験事務(第3号事務)

周波数逼迫対策技術試験事務



急激な無線局数の増加に伴う周波数の逼迫により生じる混信・輻輳の解消または軽減のため、第三世代携帯電話、地上デジタル放送、航空機内高速インターネット等の技術基準策定のための試験を平成18年度までに94件実施し、平成17年度末までに70件の新たな技術基準を策定、電波の効率的な使用に寄与。

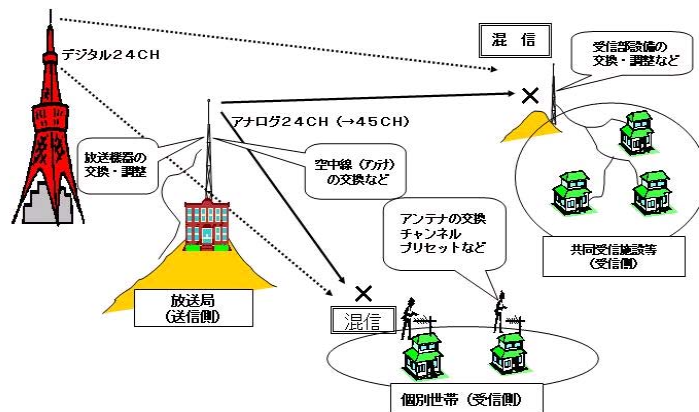
単位:億円

所要予算額

平成17年度	平成18年度	平成19年度
65.6	55.4	47.4

⑤ アナログ周波数変更対策(第4号事務)

アナログ周波数変更対策



地上デジタルテレビ放送用の周波数を確保するために一部地域で必要な地上アナログテレビのチャンネル変更について平成19年3月30日に終了。

放送用周波数(約370MHz幅)のうち、本事業の実施により約130MHz幅の空き周波数が生じることから、その空き周波数の活用方法については、情報通信審議会情報通信技術分科会において検討中。

今後は、本事業の前倒し執行による国庫債務負担行為に対する償還金等に充てるもの。

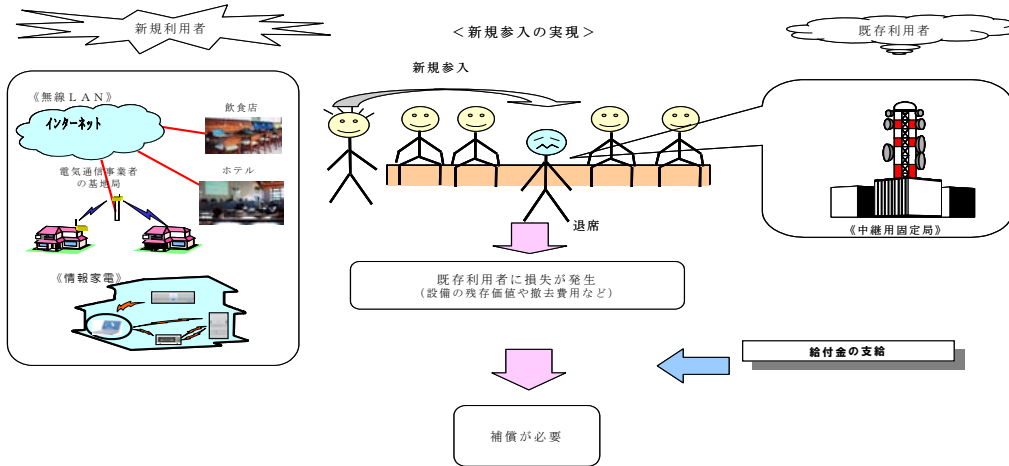
単位:億円

所要予算額

平成17年度	平成18年度	平成19年度
202.2	231.1	202.1

⑥ 電波再配分対策(第5号事務)

電波再配分対策



一部の電気通信事業用マイクロ回線の無線局から無線LAN導入のために周波数を再配分。平成16年度から17年度にかけ、5GHz帯無線アクセスシステムの円滑な開設を図るため電気通信業務用固定局の無線設備1592台に対し、給付金を支給

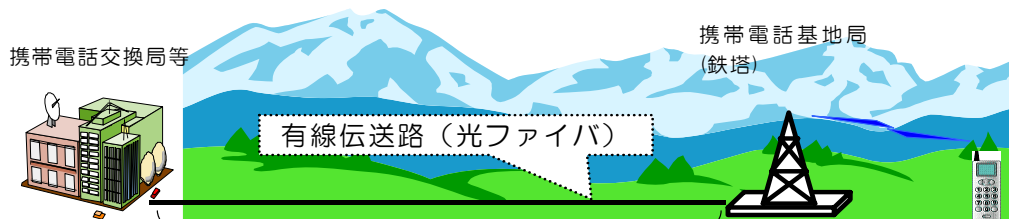
単位: 億円

所要予算額	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	2.3	-	-

⑦ 無線システム普及支援事業(1)(第6号事務)

無線システム普及支援事業(1)

携帯電話エリア整備支援事業



補助対象
【伝送路費用(10年間分の使用料)】

平成17年度創設。17年度、18年度予算により175箇所事業を実施。これによる携帯電話の利用可能人口は約5万人。引き続き19年度も事業を実施し、新たに2万人強をカバー。

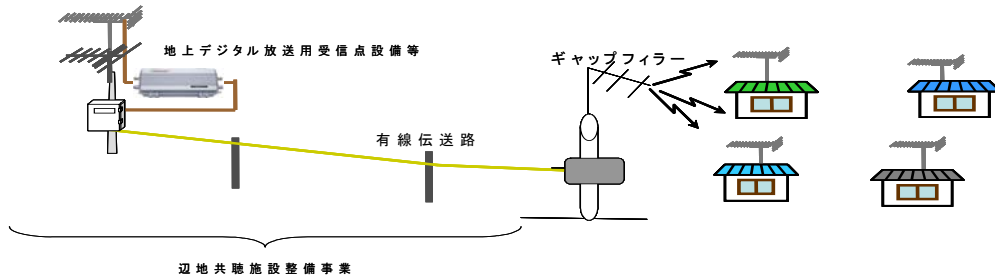
単位: 億円

所要予算額	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	29.5	33.7	43.6の内数

⑧ 無線システム普及支援事業(2)(第6号事務)

無線システム普及支援事業(2)

辺地共聴施設整備事業



平成19年度創設事業。
全国約4,300箇所が対象地域であり、うち平成19年度においては約570箇所の対策を予定。

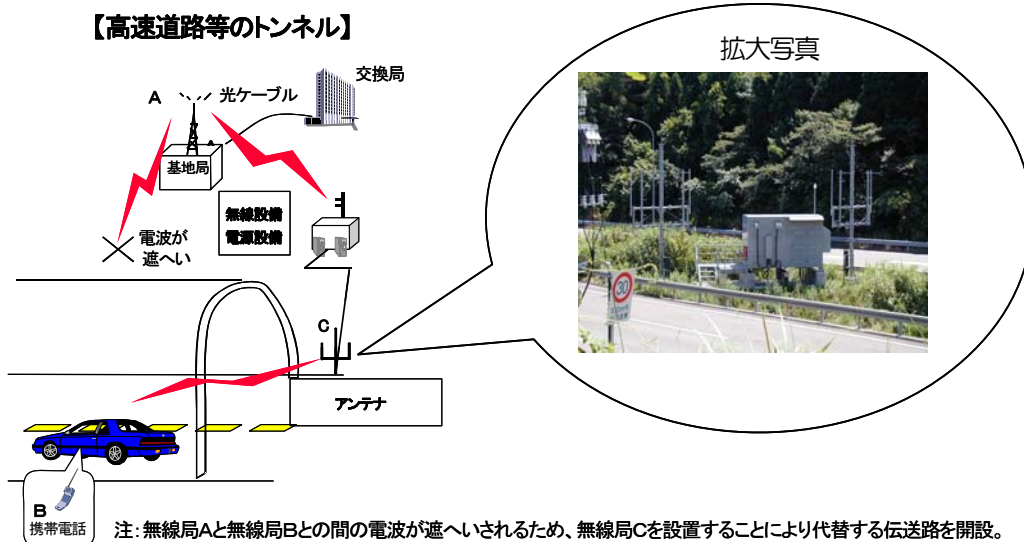
所要予算額

単位:億円		
平成17年度	平成18年度	平成19年度
-	-	43.6の内数

⑨ その他事務(1)(電波遮へい対策事業)

電波の適正な利用の確保の一環として、平成11年から実施している。トンネル等の人工遮へい物、遮へい空間に対して本来届くべき電波を届かせる事業である。

その他事務①(電波遮へい対策事業)



平成18年度までに、高速道路トンネル等の閉塞地域496箇所で行った事業を実施。
(本事業の実施等により、対策が必要な779トンネルのうち646トンネルを整備済)
平成19年度は、高速道路トンネルのほか東北新幹線トンネル(東京～仙台間)の整備を予定。

所要予算額

単位:億円		
平成17年度	平成18年度	平成19年度
12.0	13.4	30.0

⑩ その他事務(2)(電波の安全性に関する調査及び評価技術)

電波の適正な利用の確保の一環として、平成 9 年から実施している。生体実験等の電波ばく露実験を行って電波の安全性に関する調査や評価実験を実施している。

その他事務② (電波の安全性に関する調査及び評価技術)



ラットの頭部への電波ばく露

疫学調査
細胞への影響調査
ヒト感受性に関する調査
神経系への影響調査 など

平成18年度までに生体安全評価等に関する22項目の研究課題について調査研究を実施し、報告書を取りまとめ

《代表的な成果》

- ・携帯電話端末や電子タグ(RFID)などの各種電波利用機器からの電波が心臓ペースメーカーなどの植込み型医療機器へ及ぼす影響について調査を実施し、「各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針」を取りまとめ公表
- ・携帯電話端末の長期使用と脳腫瘍の発生に関する調査を実施した結果、長期にわたる携帯電話端末の使用が脳腫瘍の発生に及ぼす影響は認められなかった。
- ・疫学調査によって得られたデータを国際がん研究機関(IARC)に提供。
- ・これまで実施してきた研究の成果については、国際保健機関(WHO)が開設している電磁界リサーチデータベースに登録



より安心して安全に利用できる電波環境の整備を通じて、電波の秩序維持を図る

単位:億円

所要予算額	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	14.8	14.7	14.8

⑪ その他事務(3)(その他)

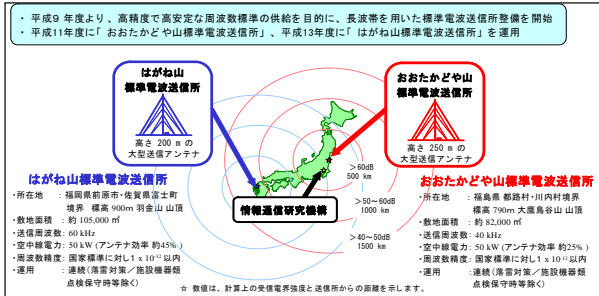
電波の適正な利用の確保の一環として、平成 5 年当初から実施している。主な内容は、標準電波による無線局への高精度周波数の提供及び電波利用料の徴収業務である。

標準電波による無線局への高精度周波数の提供に係る業務については、情報通信研究機構に委託している。

電波利用料の徴収業務は、無線局免許人に対する電波利用料の告知や周知、啓発活動、納付指導及び強制徴収等を行うもので、これら活動により電波利用料の徴収率は 99.9%を維持している。

その他事務③（その他）

ア 標準電波による無線局への高精度周波数の提供



周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報に関する事務の実施に当たり、標準電波による無線局への高精度周波数の提供に係る業務を独立行政法人情報通信研究機構に委託

所要予算額

単位：億円

平成17年度	平成18年度	平成19年度
14.8	14.7	14.8

イ 電波利用料徴収事務

電波利用料徴収業務を確実かつ効率的に行うため以下の事項について支弁することにより、電波利用料の徴収率（約99.9%）を維持。

- ・免許人等に対する利用料発生等の告知
- ・免許人等に対する周知・啓発活動
- ・納付指導・強制徴収等

最近5か年の徴収率

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
徴収率	99.82%	99.88%	99.91%	99.91%	99.94%

所要予算額

単位：億円

平成17年度	平成18年度	平成19年度
4.6	3.4	3.2

第2章 電波利用料の見直しについて

第1節 電波利用料見直しの背景

1 電波利用料制度をめぐる環境の変化

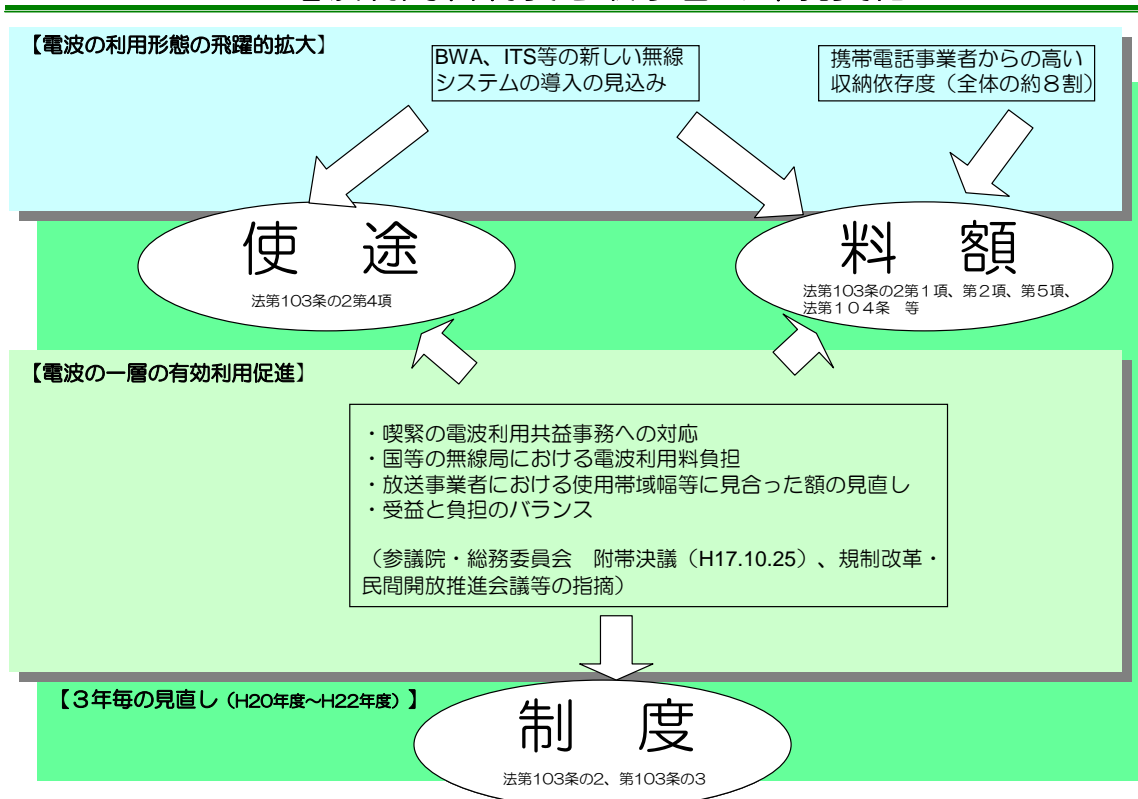
前回、平成17年の見直し以降、電波利用料制度をめぐる環境の変化として、電波利用の飛躍的な拡大に伴う無線局の増加やBWA、ITS等の新たな無線システムの導入への動きが生じている。そのような中、依然として携帯電話事業者への歳入依存度は高く、

- ① 喫緊の電波利用共益事務への対応
- ② 国等の無線局に対する電波利用料負担のあり方
- ③ 使用帯域幅に見合った放送事業者の電波利用料の見直し
- ④ 受益と負担のバランス

について検討が必要となっている。

このような状況を踏まえ、次期(平成20年度から平成22年度)電波利用料の使途、料額及び制度について検討を行う。

電波利用料制度を取り巻く環境変化



第2節 電波利用料の見直しにおける研究会の運営方法

本研究会の会議は、電波利用料が電波利用共益事務に対する無線局免許人等の負担であることに鑑み、可能な限りオープンな形で開催した。研究会の議事要旨及び会議資料は公開とし、会議終了後、直ちにインターネットで公開した。

本研究会では更に、公募により広く意見を募集し、必要に応じて、公募により意見を提出した無線局免許人等からヒアリングも実施しつつ、電波利用料制度の見直しの検討過程の透明性を図った。

より具体的には会議は計7回開催し、第1回会議の開催後、無線局免許人等から意見募集(平成19年4月18日から5月9日)を行い、そこで提出された意見内容に基づき、次期電波利用料の見直しについて議論した。

また、併せて、第3回から第5回の研究会において公開ヒアリングを実施し、無線局免許人等から提出された意見を参考に討議内容を深掘りした。その討議結果を踏まえ、パブリック・コメントを経て、第7回研究会において最終報告の取りまとめを行った。

研究会の開催日と検討内容等は次のとおり。

開催日	検討内容等
・第1回(平成19年4月16日)	<ul style="list-style-type: none"> －電波利用料について －公募による無線局免許人等からの意見募集等について
<p>《意見公募》</p>	
・第2回(平成19年5月17日)	<ul style="list-style-type: none"> －公募結果について －論点の整理 －電波利用料の海外動向について
・第3回(平成19年5月24日)	<ul style="list-style-type: none"> －電波利用料の用途について －無線局免許人等からのヒアリング
・第4回(平成19年5月31日)	<ul style="list-style-type: none"> －電波利用料の料額等について －免許人等からのヒアリング
・第5回(平成19年6月5日)	<ul style="list-style-type: none"> －電波利用料の制度等について －無線局免許人等からのヒアリング
・第6回(平成19年6月28日)	<ul style="list-style-type: none"> －報告書案について等
<p>《パブリック・コメント募集》</p>	
・第7回(平成19年7月26日)	<ul style="list-style-type: none"> －パブリックコメントの結果について －報告書について等

第3節 電波利用料の見直しにおける検討方法

1 意見公募

本研究会において、今後検討すべき論点の整理を行い、議論を深めるため、無線局免許人等からは、次の募集内容により意見を募った。

① 電波利用料の用途について

電波利用料の用途については、不法無線局対策、無線局監査事務の効率化等、「電波の適正な利用の確保に関し」、「無線局全体の受益を直接の目的として行う事務」と法定されていることから、次期電波利用料の見直しにあたり、今後の用途の在り方、新たに措置すべき施策等について意見の募集を行った。

② 電波利用料の料額について

電波利用共益費用(使途)の財源に充てるため必要となる負担の料額について法定されていることから、次期電波利用料制度の見直しにあたり、受益と負担の関係の明確化等、今後の料額の在り方、措置すべき点等について意見の募集を行った。

③ 電波利用料の制度について

電波利用料制度が電波利用共益事務について受益者である無線局免許人等に対して負担を求める、広義の手数料として法定されていることから、次期電波利用料制度の見直しにあたり、電波利用料制度の仕組み等について、意見の募集を行った。

2 意見公募の結果及び論点

この意見公募に対しては、42 の団体及び個人から意見が出された(内訳は携帯電話事業者 5、放送事業者 4、その他 33)。本研究会では、意見の内容を集約し、次のとおり意見の内容を集約、論点を整理した。

①電波利用料の制度について

a) 意見募集の主な結果

(1) 電波利用共益事務費用の性格を維持すべき

- ・当初からの基本的な考え方である電波利用共益事務の性格を維持すべき(電気通信事業者)

(2) 電波の効率的利用を推進するため、一部を国債償還として充当すべき

- ・効率的利用を達成するために必要な水準まで各無線局の負担額を引き上げ、従来水準との差額は国債償還等、国民全体に効率的に還元されるべき(個人)

(3) 歳入歳出の適切な連動の仕組みを導入すべき

- ・更なる受益と負担のバランスの向上を図り、電波利用料に関わる歳入と歳出は相互に連動を図るべき(電気事業者、放送事業者)

b) 第2回研究会での主な意見

- ・電波利用共益事務は、公共財とクラブ財の性格の違いの間で格差是正(再配分的なこと)をどこまでやれるか。一方、歯止めはどうするのか

- ・完全な料金なら見返りを要求できるが、特定財源の場合、相対的な利益となる
- ・コスト意識を持たせるものとする必要がある
- ・性格付けを論理的に詰めるか現状に合わせるか

c) 論点

- ・電波利用共益事務の基本的な性格を維持しつつ、その範囲はどこまででそれは何に依存するのか
- ・更なる受益と負担のバランスの向上、歳入歳出の適切な連動の仕組みの導入方法

② 電波利用料の用途について

a) 意見募集の主な結果

(1) 新たな業務に伴う新しい用途の追加及び既存用途を拡充すべき

- ・国際競争力の強化(電気通信事業者、メーカー)
- ・携帯電話エリア整備等の充実(電気通信事業者、地方公共団体)
- ・地上放送のデジタル化における送受信環境整備(放送事業者)
- ・電波監視の充実(電気通信事業者、個人)
- ・総合無線局管理ファイルの充実(電気通信事業者、電気事業者)
- ・電波環境整備の充実(電気通信事業者、民間試験機関等) 等

(2) 電波利用料の用途については効率的に運営すべき

- ・現行の電波法第 103 条の 2 第 4 項の内容の維持が望ましい。当該内容の拡大解釈により使・電波利用料を負担している無線局免許人の公益に繋がる範囲で実行されることが重要。(放送事業者)
- ・電波利用共益事務費用は拡大傾向にあるが、内容を見直し縮小を図るべき(電気通信事業者、放送事業者)

b) 第 2 回研究会での主な意見

- ・公共性をあまり主張すると、公共性の高い無線システム構築の支援も可能という理屈になる。
- ・受益と負担が明確、かつ、事務の内容及び金額が一定の範囲に限定されるべき

c) 論点

- ・電波利用共益事務として、どこまで含めるのか。(観点例: 用途の要件、受益と負担の関係、意見内容に係る調査、実態面での納得性)

③ 電波利用料の料額について

a) 意見募集の主な結果

(1) 受益と負担の公平性を確保した料額に設定し、負担のアンバランスを解消すべき

- ・平成 19 年度の電波利用料予算歳入額において、85.7%を携帯事業者が負担しており、一方、放送事業者については、アナログ周波数変更対策に伴う追加費用を含めても 6%に満たない額しか負担しておらず、不均衡が存在するのではないか。参議院・総務委員会 附帯決議及び規制改革・民間開放推進会議の指摘に賛成(電気通信事業者、自動車メーカー、個人)
- ・放送事業者は現在使用帯域幅に応じた電波利用料を負担していないので、全体の帯域を勘案した電波利用料を負担すべき(電気通信事業者、個人)
- ・料額算定にあたっては利用頻度等を考慮した検討が必要(電気通信事業者、警備会社、自動車メーカー)
- ・電波特性及び減免係数を導入すべき(電気通信事業者)
- ・電波利用者間の負担の公平性を確保する観点からも国等にも電波利用料負担を求めるべき(電気通信事業者、電気事業者、個人)

(2) 無線局の公共性等の配慮を勘案すべき

- ・真に高い公共性を有し、電波の有効利用努力を十分行っている(国)
- ・放送など、非常災害時においてライフラインとして情報伝達上の重要な役割を担う無線局については公共性を勘案することが適当(放送事業者)
- ・救難用無線局の電波利用料の免除を要望(全国船舶無線工事協会)
- ・アマチュア局の場合、無線通信技術の発展、向上が目的であり、災害時に非常通信を行うなどの公共性の観点から電波利用料を免除すべき(個人)

- ・周波数割当計画等により、計画的に他方式に移行を進めている固定業務を行う無線局については電波利用料の据え置きをお願いしたい(電気通信事業者)

(3) 免許不要局等における電波利用料の必要性

- ・免許不要局から電波利用料を徴収すべきではない(電気通信事業者、自動車メーカー)
- ・一定の帯域を占有する免許不要局については、受益に応じた負担をすべき(電気通信事業者、個人)

b) 第2回研究会での主な意見

- ・公共性が高いとされる国の無線局については、電波利用料で負担するのではなく、税で負担するものではないか
- ・直接的公共性と間接的公共性を分けるべき
- ・公共性を主張しても携帯事業者も同じ公共性を有する
- ・国においては、純粹に手数料としてかかった費用を割り振る部分に対して、経済的なインセンティブの負担は機器の更新を早めうるか、それとも何も連動せず、電波利用料が取られ損となるのか(電波有効利用のインセンティブは働くか)
- ・無線局の電波の使い方、電波の質で電波利用共益費のコストを割り振っていくべき
- ・免許不要局については、他に迷惑をかけるかどうか、徴収方法の問題が考えられる。一方、その周波数が使えるという点においては、受益はあり、利用者は認識すべき

c) 論点

- ・携帯電話事業者に対して放送事業者の電波利用料負担の度合いを上げるべきか(周波数帯域・出力に応じた電波利用料負担や広域専用電波導入の考え方の採用の適否、アナログ周波数変更対策業務の受益、通信と放送の融合時代に全く別の考え方を適用することの適否)
- ・国等から電波利用料を徴収すべきか、また徴収するとした場合の徴収対象の範囲と徴収すべき額の考え方はどうか(経済的なインセンティブが働く部分、電波の使い方及びその質を考慮)

- ・電波利用料の料額算定について勘案すべき事項は何か（無線局の利用頻度、周波数の逼迫度、各種係数の検討等）
- ・今後の免許不要局等に対する電波利用料の徴収に関する考え方はどうあるべきか

第4節 公開ヒアリング

本研究会においては、論点に基づき議論を深めるため、意見を提出した無線局免許人等を対象に公開ヒアリングを実施した。公開ヒアリングは、構成員が討議を行う過程で、適宜、構成員の質問に答えてもらう形で進めた。

また、意見を提出した無線局免許人等の意見を十分に聴取し議論することで、次期電波利用料の制度、用途及び料額に係る無線免許人の実態面での納得性が確保できるように配慮した。これら公開ヒアリングについては、詳細に議事録として取りまとめ、インターネットで公開した。

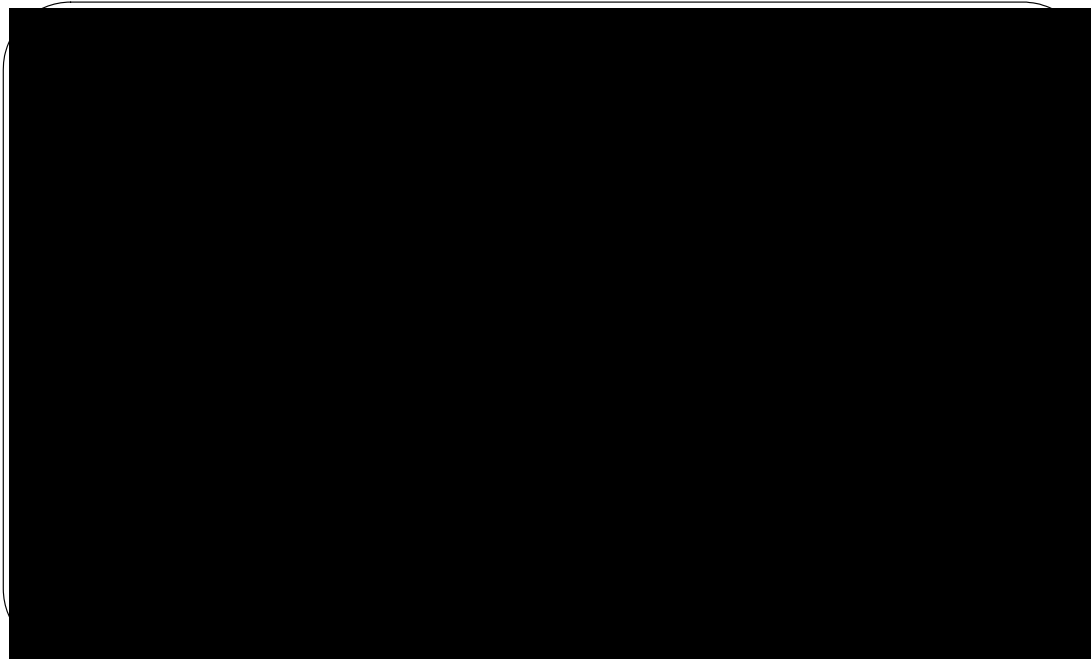
第3章 電波利用料の制度の在り方

第1節 基本的な考え方

参議院・総務委員会における附帯決議(平成17年10月25日)において、「無線局免許人の拠出による特定財源としての電波利用料の性格にかんがみ、その用途の透明性・客観性を確保し、受益と負担の關係に努めること。」、「併せて、電波利用共益事務の効率化に努めること。」が求められているところ。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院・総務委員会 附帯決議 (平成17年10月25日)



また、無線局免許人等からの意見募集の結果、電波利用料という“負担”と電波利用共益事務という“受益”のバランスとその透明性の確保が重要であることから、更なる受益と負担のバランスの向上と透明性の向上を図るべき(電気事業者)」との意見も提出されている。これらを踏まえ、次期電波利用料の見直しにおける電波利用共益事務の性格及び範囲、用途と受益・負担の關係、その他について検討を行った。

第2節 電波利用共益事務の性格

電波利用共益事務については、本研究会の公開ヒアリングにおいて、

- ① 「電波法第 103 条の 2 第 4 項に規定される現行内容の維持が望ましい。」(電気通信事業者)、
- ② 「電波法第 103 条の 2 第 4 項の内容の拡大解釈により用途が拡大されることのないようにしていただきたい。」(電気通信事業者、放送事業者)、
- ③ 「効率的利用を達成するために必要な水準まで各無線局の負担額を引き上げ、従来水準との差額は国債償還等、国民全体に効率的に還元されるべき。」(個人)

等といった意見が出された。

上記のうち、③の意見のような「国債償還に充当」させるなど目的の範囲を拡大すると、制度としての歯止めが効かなくなる。公募意見、公開ヒアリングにより、「用途を十分に限定し、負担額に歯止めをかけるべき」という強い反対意見がみられた。

次期においても、電波利用共益事務は、現行の定義・解釈を維持し、クラブ財的な性格のものとして捉える。すなわち、共益事務による免許人等の受益と負担の関係が全体として保持されることとなり、基本的に負担額が用途に係る費用と同額となる現行の考え方を維持すべきである。

なお、クラブ財の考え方については、クラブ財的な性格を有しているものとは、消費における排除性・非競合性を有するものを指す。これに対し、公共財的な性格を有しているものとは、消費における非排除性・非競合性を有しているものを指す。(例えば、一般道路の使用については、特定の人々の道路使用を妨げることができない点で非排除性を有するとともに、ある人による道路使用が他の人の道路使用を妨げない点で非競合性を有することから、公共財的な性格を有していると言える。)

電波利用共益事務については、無線局の受益を直接の目的としている点で排除性を有するとともに、ある無線局がサービスを受けることにより他の無線局がサービスを受けることを妨げられるものではない点で非競合性を有することから、クラブ財的な性格を有していると言える。

第3節 電波利用共益事務となるものの選定の考え方

電波利用共益事務の範囲については、無線局免許人等からの公募意見において、格差是正事務の拡大に関する要望が多く提出され、「電波利用共益事務の基本的な性格を維持しつつ、その範囲はどこまでそれは何に依存するのか」との電波利用料の制度に係る論点から検討された。これに関しては、格差是正事業それ自体は電波が届かないところに対して新たに電波が届くという便益を与えるという、一般財源を使って行うべき事業ではないかとの意見もあった。

このような議論を踏まえ、電波利用共益事務の定義を現行の「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務」で維持し、この趣旨に厳密に則して、これに含まれるものを選定しなければならない。

情報通信格差是正事業のうち、

「不感等地域の解消を電力の小さい無線局の増設により行うことで、電波の出力を上げたり他の周波数帯を使ったりする必要を無くし、他方で電波の利用を拡大する事務」

と解されるものについては、これにより、安定的な電波利用に資すること、電波を利用するサービス全体の価値を上げることから、無線局全体の受益の目的に適うと解されるので、電波利用共益事務となるものと考えることができる。

このような事務については、当該事務のコストが、当該事務により無線局全体に実現する受益に相応しい範囲内である、負担の配分が電波を利用する者の間で納得できる範囲内で設定されていることが重要である。

第4節 逼迫対策事業と無線局の受益及び負担の関係について

使途と無線局の受益・負担については、前述のとおり「受益と負担の関係の明確化」が求められているところである。

本研究会では「電波利用を使って得られる利益をもって受益と考え、電波利用料のあり方として受益と負担をリンクさせるのは、本来の電波利用料のあり方とは異なる。」(放送関連団体)との意見がみられた。

昨今の、もしくは今後要望のある逼迫対策事業は特定の無線局に直接対策を行うことにより、当該無線局の受益が大きくなり、負担する度合いを大きくすることは分かり易い反面、共益費の本来の趣旨(クラブ財)に馴染まず、使途と受益(負担)は切れ

ているものと見るべきではないかと考えられる。

逼迫帯域にある無線局が安定的かつ良好に電波を利用することができる環境を維持・改善する逼迫対策事業を行うことは、直接には無線局全体の受益となる一方で、当該逼迫帯域にある無線局に反射的な受益をもたらし、逼迫帯域の使用に係る電波の経済的な価値をさらに高めることとなる(例として、土地で言えば、再開発事業により周辺部を含め土地の価値が高くなるようなものである。)

このような場合、逼迫帯域を使用する免許人等は、その高まった電波の経済的価値に応じた負担をすることが適当である。

第5節 受益と負担が迅速に連動できる制度の導入

電波利用料は3年ごとに見直しを行っているが、その見直しの合間に、新たな用途を追加する必要性が生じた場合、用途の追加が法改正によらず行われる一方で、無線局ごとの負担比率の見直しによる料額の変更は、法改正によらず行うことができない。

このため、更なる受益と負担のバランスの向上を図り、電波利用料に関わる歳入と歳出は相互に連動を図るべきである。

したがって、新たな用途を追加する場合、当該用途により、逼迫帯域であっても、安定的かつ良好に電波を利用できる無線局ごとの受益の度合いと、無線局ごとの負担比率が迅速に連動できる仕組み(例えば、一定の料額及び用途を政令に定める等)の検討が必要である。

第4章 電波利用料の使途の在り方

第1節 基本的な考え方

1 背景

電波利用料の使途については、無線局免許人等からの意見募集の結果を踏まえ、次期における新しい使途(携帯電話エリア整備の充実、地上デジタル放送のデジタル化への完全移行、国際競争力の強化)について、案を作成した(各々の金額は要望ベース)上で、当該新使途案が要望に即したものとなっているか、また当該使途を要望した無線局免許人等以外の無線局免許人等について電波利用共益事務として納得できるものなのか、募集に応募した団体又は個人を対象に構成員が公開ヒアリングを行い、個別に議論した。

以下、電波利用料の新たな使途を導入することについて整理した点について、詳述する。

2 基本指針

ア 電波利用共益費用の上限について

電波利用共益費用の総額の上限の考え方として、

- ① 「電波利用料の総額の歯止め、もしくは、総枠に対する枠組みの議論が必要。」(電気通信事業者、放送事業者等)、
- ② 「電波利用共益費の総額が増えるのであれば、地デジ関係の見直しが必要。」(電気通信事業者)

等について公開ヒアリングにおいて出された。

電波利用料の料額については、必要な電波利用共益費用に対して、これに必要な負担額となるようバランスを維持するため、3年に1度の見直しが行われ、料額が設定されている。

使途の追加に際しては、現行の使途の有効性、効率性も確認しつつ、電波利用共益費用の総額が現状を大きく上回ることはないよう留意し、予算規模が適正となるよう配慮する必要がある。

イ 電波利用共益事務の要件について

電波利用共益事務の性格を変更しないことから、電波の混信、輻輳等を防止し電波の利用が阻害されない又はそのような事態を避ける「電波の適正利用

の確保」に関し、「無線局全体の受益を直接の目的として行う事務」であることとし、情報通信格差是正事業については、前章の電波利用料制度について整理された電波利用共益事務の範囲内であることとする。

第2節 携帯電話等エリア整備の充実

携帯電話が国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、いまだに地理的な条件、事業採算上の問題により、利用することが困難な地域が存在する。それらの地域の住民、自治体又は事業者から利用可能とするよう強い要望が提起されており、研究会においても、

- ① 「50 人前後のエリアなど小規模エリアで支援の枠組みをさらに拡大してもらいたい。」(通信事業者)、
- ② 「条件不利地域の携帯電話の通信維持の観点から、離島のような地域についても当該施策の一部を補助してもらいたい。」(電気通信事業者)

等の意見が公開ヒアリングにおいても出された。他方、

- ① 「もともと周波数の有効利用に資するという歯止めをつけているが、次第に広がった形の要望が出ているため、格差是正的なものに電波利用料の予算施策としてどこまで整備することを最終目的としているのか、当面の基準を作らなくては収集がつかないのではないか。」(構成員)

との意見も表明された。

新用途1「無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備支援事業)」

施策概要				
<p>(1) 目的 携帯電話は、国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、いまだに地理的な条件や事業採算上の課題により、利用することが困難な地域が存在する。それらの地域の住民や自治体、事業者からは、利用可能とするよう、強い要望が提起されている。 本施策は、それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。</p>				
<p>(2) 内容 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、市町村が携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線設備等)を整備する場合や、公益法人が基地局の開設に必要な送受信施設(光ファイバ等)を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備費用に対して補助金を交付する。</p>				
<p>(3) 見直しの経緯等 携帯電話の利用可能地域拡大のための施策として、現在、一般財源による補助事業である移動通信用鉄塔施設整備事業と、電波利用料財源による本事業が存在しているところ。今後、免許人等から、「電波利用料財源を鉄塔の整備にも活用すべき」「補助対象システムの拡大が必要」等、本事業の充実について要望いただいたため、要望にできるだけ沿うよう、制度を見直すもの。</p>				
<p>(4) 実施箇所 100箇所程度において、事業を行う。</p>				
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	3カ年計
所要予定額	約70億円	約70億円	約70億円	約210億円
電波利用料財源として支弁する理由				
<p>携帯電話等について、利用可能地域の拡大(不慮地域の解消)を進めるためには、不慮地域に近接する地域から、大出力の電波を用いることにより、不慮地域をカバーするという方策が考えられるが、これを行うため、新たに周波数を割り当てることとなれば、周波数の逼迫が進むこととなる。 本事業によりできるだけ多くの基地局を設置し、1基地局のカバーする範囲を小型化すれば、新たな周波数の割当てが必要となり、周波数の逼迫が回避され、電波の有効利用につながるものである。</p>				

本施策は、情報通信格差是正に資するという観点だけではなく、大出力の電波を使用することなく、弱い電波により辺地等だけをサービスエリアにすることにより、他の無線局に混信を起こさずに電波利用を拡大する事務であり、電波利用共益事務とすることが適当である。

なお、電波利用料制度について、前章「電波利用料共益事務の範囲」において整理されているとおり、当該事務のコストが当該事務により無線局全体に実現する受益に相応しい範囲内であり、負担の配分が電波利用料として負担する者の間で納得のできる範囲内に設定されていることが重要である。

第3節 地上デジタル放送のデジタル化への完全移行

地上放送のデジタル化への完全移行のための送受信環境整備支援事業は、地上放送のデジタル化の達成に必要なデジタル中継局整備支援、辺地共聴施設のデジタル化支援、デジタル混信等対策及びデジタル受信相談体制における送受信環境の整備の推進を通じ、2011年のデジタル全面移行を確実なものとする中で、電波の有効かつ公平な利用を確保しようというものである。本研究会においても、

- ① 「基本的に地上デジタル放送の送受信中継局の整備については、放送事業者の自助努力が前提。ただ、地上デジタル放送に関しましては、受信機の普及あるいは受信相談等々、非常に難しい問題があり、これは放送事業者の自助努力だけでは達成できないので、国の支援が必要。」(放送事業者)、
- ② 「デジタル化に関しても、電波利用料の受益を受ける権利はあり、難視聴解消努力義務という法律上課されておまして、その努力義務を支援していただく、またそれを円滑に進めていただくという意味で、電波利用料の用途に加えていただくことについてお願いしたい。」(放送事業者)

等の意見が公開ヒアリングにおいても出された。他方、

- ① 「辺地共聴は、限定的なエリアの方々にメリットがあるということから、第一義的には放送事業者が負担すべきであり、全体の無線局から徴収した電波利用料を充てるのは無理がある。」(構成員、電気通信事業者)

との意見があった。

この他、

- ① 「アナアナ返還による 130MHz の返還は 2011 年 7 月にデジタル放送に完全移行しないとその帯域は使えない。故に、アナログ周波数変更からデジタル放送への完全移行というのは1つの流れの中で考えるべき。」(放送事業者)、
- ② 「130MHz というのは、放送局を全部デジタル化をしない限り出てこないから、アナアナ対策とデジタル化対策、両方が行われて初めて 130MHz が出てくる。」(放送事業者)

等、地上テレビジョン放送において、従来のアナログ放送から、電波のより能率的な利用に資するデジタル放送へ移行することにより、様々な電波利用分野に再分配できる周波数資源を確保して、周波数のひっ迫緩和を図るアナログ周波数変更対策業務を 2011 年 7 月までに完遂させるため、当該施策が必要との意見もあった。

施策名:地上放送のデジタル化への完全移行のための送受信環境整備支援事業(仮称)

施策概要

地上放送のデジタル化の達成に必要な以下の送受信環境の整備の推進を通じ、2011年のデジタル全面移行を確実なものとし、もって電波の有効かつ公平な利用を確保する。

【考えられる施策例】

- ① デジタル中継局整備支援 民間放送事業者の自力建設が困難であると認められる中継局整備(約800局)に対する補助(約20億円/年)
- ② 辺地共聴施設のデジタル化支援 中山間地域等の共聴施設(約2万施設)のデジタル化のための改修に対する補助(約25億円/年)
- ③ デジタル混信等対策 他の電波の混信等により、デジタル放送を良好に視聴できないケースへの対策(約10億円/年)
- ④ デジタル受信相談体制の整備 ②や③等に関連した視聴者からの相談に対する対応(各地域に現地対策組織を設置)(約20億円/年)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	3か年計
所要予定額	約75億円	約75億円	約75億円	約225億円

電波利用料財源として支弁する理由

- ・本施策は、他の無線局に混信を起こさずにアナログ放送と同等のデジタルテレビジョン放送の視聴エリアを確保する電波の適正な利用の確保に関する事務として、電波法第1条の「電波の公平且つ能率的な利用の確保」にも適うものである。
- ・アナログ周波数変更対策と同様に、周波数が逼迫している中で地上デジタル放送への移行がもたらす受益は、さまざまな電波利用分野の無線局免許人全体が享受するものであることから、これは無線局全体の受益を直接の目的とするものと位置付けることができる。
- ・また、視聴者にデジタル放送を行き渡らせるために高出力の大規模中継局による方法ではなく、共聴施設の設置による方法や比較的小規模な中継局による方法を用いることは、電波の効率的な使用を可能とするとともに、他の無線局にとっても混信を受けることなく無線通信を行うことができる受益があることから無線局全体の受益になるという見方もできる。
- ・なお、本施策は、2011年のデジタル放送への完全移行を達成するまでの限られた間において送受信環境の整備が必要となるエリアを限定して実施されるものである。

本施策のうち、①、②については、情報格差是正に資するという観点からは、「携帯電話等のエリア整備の充実」と類似している。

一方、電波利用料を充てる観点から考察すれば、アナログ周波数変更対策業務の場合は(受信設備の変更工事も送信環境の変更に伴うものであることから)無線局全体に受益があると考えられ、1,800億円の投資により、130MHzが他に利用可能となることが法改正時に整理されている。しかしながら、地上放送のデジタル化への完全移行のための送受信環境整備支援事業(仮称)の場合は、受信側がデジタル放送を受信できる環境が整備されていないと実質的には送信側がアナログ放送を停波することが困難となる。このため、完全移行に当たってあまねく普及することが要請される送信側無線局に対し、最低限の支援を行うことについては、大出力の電波を使用することなく、弱い電波等により、限定的なサービスエリアを確保し、他の無線局に混信を起こさずに電波利用を拡大する事務と見られるものであれば、無線局全体の受益に適う事業として支援することが適当である。

なお、電波利用料制度について、前章「電波利用料共益事務の範囲」において整理されているとおり、当該事務のコストが当該事務により無線局全体に実現する受益

に相応しい範囲内であり、負担の配分が電波利用料として負担する者の間で納得の
できる範囲内に設定されていることが重要である。

③については、本来、無線局間の混信解消は、事業の種類にかかわらず、民民間
で調整・解決されることが原則である。

しかしながら、デジタル混信等は、アナログ放送とデジタル放送に放送用の周波数
を満遍なく使用しているサイマル放送の周波数使用状況において、2011年の完全デ
ジタル移行までの短期間のサイマル期間中に限り生じるものであるところ、事前に混
信地区が予期できる場合は、放送区域において当該地区のサービスを前提とせずに
デジタル放送局を置局せざるを得ない状況にある。

今般の混信対策は、上記の混信地区における対策を行うものであるが、これは、
大出力の電波を使用することなく、弱い電波等により限定的なサービスエリアを確保
することにより、他の無線局にも混信を起こさずに電波利用の拡大を図ることができ
るものと解することができるのであるから、①、②と同様の施策と考え、電波利用共益事
務とすることが適当である。

なお、デジタル混信等は、デジタル化に起因する混信等であり対策箇所及び期間
が限られるものであることから、対策が無限定に拡大するものではない

以上により、本対策を実施することは、あまねく普及することが要請されている送信
側無線局の受益に適う事業として支援することが適当である。

④に関しては、一般的には、自社が提供するサービスに対する顧客からの相談は、
一義的には当該サービスを提供している事業者が対応すべきものである。放送事業
者においてもその放送する番組についての視聴者からの問い合わせについてはそれ
ぞれ窓口を設ける等して対応しているのが現状である。

④の施策は、こうした対応とは異なり、短期間でのデジタル放送への完全移行に
向けて、現在アナログ放送を視聴している視聴者がデジタル放送を視聴できるよう、
辺地共聴施設のデジタル化対応やデジタル混信等への対応等デジタル放送の受信
に関する視聴者からの相談に対応するものである。

アナログ周波数変更対策業務の実施にあたってはデジタル放送を行うため、短期
間の周波数環境の整備である同業務に伴う受信者対策は国が行うべき業務との考
えのもと電波利用料において現地対策センターが設置されたところであり、本施策に
ついては、辺地共聴施設のデジタル化支援や①、②と同様の施策と考えられるデジタ

ル混信等対策を効果的に行うための施策として、アナログ周波数変更対策業務と同様付随的な援助に位置付けられるものであり、本施策についても電波利用共益事務とすることが適当である。

なお、電波利用料制度について、前章「電波利用料共益事務の範囲」において整理されているとおり、当該事務のコストが当該事務により無線局全体に実現する受益に相応しい範囲内であり、負担の配分が電波利用料として負担する者の間で納得のできる範囲内に設定されていることが重要である。

第4節 国際競争力の強化

ワイヤレス分野の国際標準化機関(国際電気通信連合(ITU)等)における我が国の国際標準化活動等を推進することにより、我が国の周波数事情に合う周波数利用効率の高い無線システムの導入促進及び国際的な電波の混信防止を図るとともに、国際標準化人材の育成にも寄与する施策である。本研究会においても、

- ① 「各国における電波の使用状況を踏まえ、グローバルな周波数の割当が必要。」(電気通信事業者)、
- ② 「電波利用資源拡大のための研究開発の成果を広く世界標準化していく活動が必要。」(電気通信事業者)、
- ③ 「世界的な標準になれば、無線システムのコストが下がる。」(電気通信事業者)

等の要望が表明された。

本施策については、「ワイヤレス分野における国際標準化等に係る経費」及び拡充施策である「電波資源拡大のための研究開発」については、我が国の周波数事情に合うような国際的な周波数配分を実現するための国際標準化活動、電波資源拡大のための研究開発は、無線局全体の受益と考えられ、電波利用共益事務とすることが適当である。

新使途3a「国際競争力の強化(ワイヤレス分野における国際標準化等に係る経費)」

施策概要

ワイヤレス分野の国際標準化機関(国際電気通信連合(ITU)等)における我が国の国際標準化活動を推進することにより、我が国の周波数事情に合う周波数利用効率の高い無線システムの導入促進及び国際的な電波の混信防止を図るとともに、国際標準化人材の育成にも寄与する。

【考えられる施策例】

①国際電気通信連合(ITU)IEEE等の国際標準化機関におけるワイヤレス分野の国際標準化に関する調査・対応

例えば、第4世代携帯電話の無線システムについて、産学官が連携した体制により、当該無線システムに関する国際標準化ニーズや内外の技術開発の現状を分析し、研究開発の成果を国際標準に反映させる方策を検討する。ITUやIEEE等に専門家等を派遣し、また海外の標準化団体との国際連携を強化するほか、関連ワークショップ等を開催する。

当該施策を通じ、我が国の無線技術の国際競争力強化や国際標準化人材の育成にも寄与することが期待される。

②国際的な周波数分配及び周波数共用基準の策定に関する調査・対応

ITUの世界無線通信会議及びその関連会合では、国際的な周波数分配や周波数の共用基準等が検討・決定される。当該会合に専門家等を派遣し、各国の動向を調査するとともに、我が国のシステムに混信が生じないよう適切な対応を行うほか、他国との無線通信間との干渉が懸念される隣国通信の周波数の確保するための情報収集等を行う。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	3カ年計
所要予定額	3.7億円	3.7億円	3.7億円	11.1億円

電波利用料財源として支弁する理由

・国際標準化動向の調査及び国際会議等へ参加することにより、我が国の周波数事情に合う周波数利用効率の高い無線システムを国際標準化しその導入を促進すること、及び我が国の周波数事情に合うように国際的な周波数分配及び周波数共用基準等を策定することは、我が国の周波数の有効利用につながるものであり、その範囲は全ての無線局が対象となるもの。

新使途3b「国際競争力の強化(電波資源拡大のための研究開発・拡充)」

施策概要

極めて稠密に利用されている6GHz以下の周波数帯域の周波数逼迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応するため、未利用周波数帯の開拓や周波数有効利用技術の高度化に資する技術の研究開発を平成17年度から実施しており、研究開発案件はおおむね5年以内に成果が得られるものに限定している。

- 実施状況：平成19年度時点において30テーマを実施
- 予算額：(H17)78.4億円、(H18)87.3億円、(H19)106.4億円
- 現在までの成果：研究期間を終了したテーマはまだないが、平成18年度末現在で特許約160件、学会発表約310件

今後、ICT国際競争力戦略会とりまとめ(平成19年4月)や免許人からの意見も踏まえ、国際競争力の強化に資する、電波資源拡大のための無線技術の研究開発(例：テストベッドによる次世代移動通信システム技術の開発、副未の中核技術の開発等)も推進。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	3カ年計
所要予定額	140億円	140億円	140億円	420億円

電波利用料財源として支弁する理由

・電波の効率的な利用に資する技術が導入されることで、6GHz以上の利用が進んでいない周波数帯への移行及び6GHz以下の逼迫する周波数帯での周波数共用が促進され、電波法第26条に規定する周波数割当計画の策定に資するほか、新たな周波数需要への円滑な対応が可能となり、全ての無線局に受益があるもの。

第5節 その他の主な用途

電波利用料共益事務における既存施策の拡充要望として、研究会において、

- ① 「電波の生体への影響に関しては実験の積み重ねが重要であるとともに、
国等の機関による公平な立場での試験環境の取り組みが必要であることから、
電波利用料の適用による継続的な確認のための実験実施が必要。」(電気
通信事業者)、
- ② 「広く国民が電波を安心して利用するため、電波による人体への影響を科学
的に解明していくことが重要と考えます。」(電気通信事業者)

の意見が出された。

電波の生体への影響について調査研究等を行う、「安心・安全に電波を利用する
ための環境を整備する事業」では、従来から、携帯電話端末などからの電波が人体
及び電子機器等に及ぼす影響を明らかにするための調査研究及び電波による影響
を正確に評価するための技術を確立するための調査研究等を実施してきているところ、
上記のような要望を踏まえ、従来からのものを継続することに加え、今回新たに、相
談業務体制の充実を図るとともに、国民に対する周知・広報に取り組む業務を拡充
することを検討する必要がある。これが実現すれば、更なる安全で安心な電波環境を
整備・実現することが可能となるので、この拡充部分についても電波利用共益事務と
して措置することが適当と考えられる。

なお、公開ヒアリング中、「EMC 対策、電波半無響室の補助金等に電波利用料を
投入して頂きたい。(EMC 事業者)」との意見もあったが、優遇税制の創設等、電波
利用制度とは異なると考えられる要素も含まれていることから、電波利用料との関係
整理を含め、その取扱いを今後の検討課題とした。

施策名: 安心・安全に電波を利用するための環境を整備する事業(継続・拡充)

施策概要

携帯電話端末などからの電波が人体や電子機器等に及ぼす影響を明らかにするための調査研究と電波による影響を正確に評価するための技術を確立するための調査研究等を実施するほか、相談業務体制の充実を図るとともに、国民に対する周知・広報に取り組む。

具体的には、下記の各種事業を推進することにより、安全で安心な電波環境を整備・実現する。

1 電波の安全性に関する調査及び評価技術等 (継続・拡充) (25億円)

- ① 電波による人体及び電子機器等への影響に関する調査研究
 - ・ 小児・若年期における携帯電話使用と健康に関する疫学調査
 - ・ 2GHz帯電波の多世代ばく露の脳の発達及び脳機能への影響研究
 - ・ 電波の医療機器等への影響に関する調査研究 等
- ② 電波の人体及び電子機器等への影響に関する評価技術を確立するための調査研究
 - ・ 人体の電波ばく露量評価
 - ・ 電波防護指針適合性評価
 - ・ 電波の電子機器等への影響の評価 等
- ③ 電波の安全性に関する周知広報
 - ・ 講演会の開催、パンフレットの調製及び配布 等

2 相談業務体制の確立(拡充) (1億円)

- ① 外部相談業務機関の設立
 - ・ 事務所借料
 - ・ 相談要員人件費 等
- ② 人材の育成
 - ・ 研修費用
 - ・ 教材費 等

3 住宅街の電界強度等のデータベース構築及び電波強度計測行政サービス体制整備(拡充) (1億円)

- ① 自宅周辺の電波強度の検索データベースの構築
 - ・ システム構築費 等
- ② 電波強度計測行政サービス
 - ・ 測定設備 等

4 国際・国内関係機関との連携強化(拡充) (1億円)

- ① 国際・国内機関との連携強化
 - ・ 会議費 等
- ② 世界各国の制度・取り組み動向調査
 - ・ 調査費 等

5 EMCの研究開発、EMCの基準策定(拡充) (2億円)

- EMC軽減に資する研究開発・EMC基準策定・調査・研究・分析
 - ・ 研究費、測定機器及び施設等借料 等

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	3ヵ年計
所要予定額	30億円	30億円	30億円	90億円

電波利用料財源として支弁する理由

- ・ 電波が人体や電子機器等に及ぼす影響を明らかにすることで電波防護指針の妥当性の確認や見直しの必要性などの確認を行うことを可能とし、無線局の適正な運用に資するものである。
- ・ 電磁環境に関する評価技術を確立し、標準化に寄与することが期待できる。
- ・ 電波防護規制の根拠となっている電波防護指針の妥当性確認等を実施することにより、無線局全体の受益となる。
- ・ 安心・安全に電波を利用するための環境整備を図るものであり、無線局全体の受益となる。

第5章 電波利用料の料額の在り方

第1節 基本的な考え方

電波利用料の負担については、前回の見直しで導入された経済的価値を勘案する考え方を更に推し進めると共に、「受益と負担の関係」を明確化する見地から、見直しを行った。

① 負担の原則

電波利用共益事務は、無線局全体の受益となるものであり、電波を利用する無線局の免許人等は、利用者・免許形態に関わらず、その費用負担に応じることが原則。

電波利用料の負担については、電波の経済的価値を勘案したものとする考え方を更に推し進める必要がある。逼迫帯域にある無線局の負担額の決定においては、逼迫対策事業により、安定かつ良好な電波利用環境が維持・改善されることで、反射的に生じる逼迫帯域の使用に係る電波の経済的な価値の増加についても勘案していく必要がある。

② a群、b群の用途の振り分け

逼迫帯域における無線局が安定的かつ良好に電波を利用することができる環境を維持・改善することで、逼迫帯域の使用に係る電波の経済的な価値をさらに高める事業等、周波数帯域の使用に係る電波の経済的価値を高めるような事務については、「a群」に分類し、その費用について、電波利用料の料額算定において電波の経済的価値を考慮する算定方法を用いることとし、逼迫帯域等を使用する無線局でその費用を負担することとする。

上記以外の事務については「b群」に分類し、その費用は、原則、無線局数で均等負担する。

アナログ周波数変更対策業務については、無線局毎に均等に受益がある一方で、特定の逼迫帯域の経済価値を向上させるものとも見られ、その点も考慮して、a群、b群どちらに入れるべきか検討する必要がある。(アナログ周波数変更対策業務をb群に入れた場合、アナログ周波数変更対策業務をa群に入れた場合、アナログ周波数変更対策業務をa群、b群半々とした場合をそれぞれ想定し、それぞれの無線システムごとの負担額を試算した結果は参考1に示すとおりである。)

各用途におけるa群、b群の振り分け案

用途		所要予算額	合計額	
a群	周波数逼迫対策技術試験事務	52.0億円	370.7億円	逼迫帯域の使用に係る経済的価値がさらに高まる施策
	電波資源拡大のための研究開発	140.0億円		
	ワイヤレス分野における国際標準化等に係る経費	3.7億円		
	無線システム普及支援事業（携帯エリア整備支援事業）	70.0億円		
	地上放送のデジタル化への完全移行のための送受信環境整備支援事業	75.0億円		
	電波遮へい対策事業	30.0億円		
?	特定周波数変更対策業務（アナログ周波数変更対策業務）	161.6億円	161.6億円	
b群	電波監視施設の整備・維持運用及び電波監視業務等の実施	76.0億円	227.5億円	それ以外の施策
	総合無線局監視システムの構築と運用	74.3億円		
	安心・安全に電波を利用するための環境を整備する事業	30.0億円		
	その他（標準電波、徴収事務、人件費等）	47.2億円		
次期用途合計			759.8億円	

③ 勘案要素

現行制度では、電波利用料の負担の算定に際して、共用型の電波利用形態、外国との周波数調整、国民への電波利用普及、国民の生命・財産保護、非逼迫帯での利用等に係る電波利用について、実際に使用している周波数帯域幅よりも少ない帯域幅で電波利用料を算定するよう勘案している。

算定帯域幅に関する勘案要素に関しては、研究会において、これを除いた場合の負担についても確認し、改めて無線局免許人間で理解を深めていく必要があるとの指摘があったため、現行の周波数割当計画上の帯域幅を示し、かつ、勘案要素がある場合とない場合のそれぞれの負担を示し検討した。

これによると、逼迫対策事業（a群用途）の割合が多い場合、勘案要素がない無線システムの負担額へのインパクトは勘案要素をかけた無線システムに比して大きく効いてくることがわかる。

さらに、逼迫対策事業が主に3GHz以下の逼迫帯域に対して行われている場合、3GHz～6GHzの逼迫帯域にある無線局への負担のインパクトが大きくなることがわかるが、逼迫帯域の使用に係る経済的価値が3GHz以下の無線局に

対して相対的に小さいことから何かしらの調整が必要である。特に 3GHz 以下の逼迫帯域においては、アナログ周波数変更対策業務により、V/U 帯で 130MHz が空くため、周波数再編による経済的価値は高まっていると考えられる。

第2節 テレビジョン放送の電波利用料の見直し

規制改革・民間開放推進 3 か年計画(再改定)(平成 18 年 3 月 31 日閣議決定)において、「放送事業者の電波利用料については、その使用帯域幅及び出力に見合った額に改めて見直す。」とあり、放送局の使用帯域幅及び出力に見合った電波利用料の料額に改めるよう求められており、本研究会においても、

- ① 「放送事業者の帯域が非常に多く使われているのにもかかわらず、勘案要素により、負担と用途に関するバランスを欠いているという結果になっており、見直すところは見直すべき。」(電気通信事業者)、
- ② 「勘案要素のところについては、今までどおり本当にいいのかどうか見直すべきところは見直したほうがいい。」(電気通信事業者)、
- ③ 「負担に関して、勘案事項を全部なしにして、いったん素の帯域幅で計算してみても、最初から整理するのがよい。」(電気通信事業者)

との意見があった。他方、

- ① 「放送という基幹放送に位置づけられており、国民の安全と災害等を含めて、なくてはならないもの。電波のエリアの帯域の中だけで高いの安いのことのみではなく、公共性を勘案すべき。」(放送事業者)、
- ② 「地上放送のデジタル化は国策であり、2011 年までの期限がある中でこれまでの前提条件を変えるべきではない。」(放送事業者)

との意見があった。

公開ヒアリング中、放送事業者からテレビジョン放送については公共性を勘案すべき意見が出されたが、公共性については携帯事業者も放送事業者も大差はなく、基本的には電波を利用する無線局はすべて公共的であり、テレビジョン放送だけをより公共的で特別な扱いとはできないとの指摘がなされている。

また、次期電波利用料の見直しにおいて、地上放送のデジタル化への完全移行のための送受信環境支援事業という新たな用途の追加があり、全体の負担額の増加の際には、負担の見直しがあるべきであり、逼迫帯域における電波の使用に係る受

益は放送局から発射する電波の使用周波数帯域の実態を反映することを出発点とするべきであるとの指摘も強い。

なお、意見の求めによるテレビジョン放送のすべての無線局から勘案要素を外した現行制度における電波利用料額の試算例は参考 2 に示す。

また、公開ヒアリングにおいて、放送事業者から「民放 127 社も、今、デジタルの投資を年間 500 億円ずつしており、デジタルの中継局の電波利用料もその分増えるので、十分考慮して頂きたい。」と意見があったが、他方、放送業界と携帯電話業界における電波利用料を比較検証した結果、携帯電話の産業規模に対する電波利用料額の負担比率が、放送に比べて多いという資料の提出があった(参考 3)。

以上のことから、テレビジョン放送の電波利用料の見直しについては、以下のとおり考える。

a群に要する費用については、通信であろうと放送であろうと、原則として、使用周波数帯域幅に応じて負担するべきである。例えば、携帯電話事業者は 266MHz(携帯電話からの上り周波数、基地局からの下り周波数の合算)、テレビジョン放送事業者は、370MHz(放送局からの下り周波数のみでの数値)を現在使用しているため、これらの幅に応じた料額の算定が行われる必要がある。

負担額の算定に当たっては、使用周波数帯域幅とは別に、現在の扱いを踏まえ、公共性等を勘案することとし、その際には時期的な事情も踏まえ中期的な視点を加味して考えていくことが適当。

他方、b群に要する費用については、原則、無線局数で均等負担する現行の考え方を維持することが適当。

第3節 国等の無線局の電波利用料負担

現在、国等の無線局については、電波法第 104 条等により、電波利用料負担が免除されている。

しかし、規制改革・民間開放推進 3 か年計画(再改定)(平成 18 年 3 月 31 日)において「電波利用料は特定財源であり国庫循環であるとの指摘は必ずしも当たらないこと、国といえども電波の有効利用に努めるべきであり、そのための促進手段として、さらには、民間との負担の公平性を確保する観点から、真に高い公共性を有し、かつ、電波の有効利用努力を十分に行っている場合を除き、原則として、国等にも電波利

用料負担を求めることが必要であり、その制度化を図る」ことが求められており、研究会においても、

- ① 電波を使っているみんなで負担するという原則からして、国も一部負担をすべき（電気通信事業者）。
- ② 国が使おうが、地方自治体が、公的に利用しようが、貴重な資源であって、全ての無線局が有効活用をしなければならない（電気通信事業者）

等の意見もあった。一方、

- ③ 公共の安全の目的に関して、不要不急な無線局というのは、そもそもない。（国の機関）
- ④ 国民の安全・安心、災害対策を直接の目的とする、そのために構成している部分と、事業を展開するものは分けて考えていただきたい（国の機関）。

等、国の機関を中心に多く意見があった。その他、

- ⑤ 世界的な対応が必要であること等、国の無線局は大掛りであり、機器の更新は容易ではない。（国の機関）
- ⑥ 管理費的な部分にコストはかかるだろうが、電波の有効利用につながるインセンティブが働くことを検証すべき。（構成員）
- ⑦ 独立行政法人等は、ただ単に国の一部であったところからスピンアウトした事業者であり、実質的に行っている作業は民間と同じ。

との意見もあった。

ところで、現在電波利用料が免除されている国等の無線局についても当然受益がある。国等の無線局の受益と考えられる電波利用料共益事務の一例として、①電波監視、②周波数逼迫対策技術試験事務、③電波資源拡大のための研究開発が挙げられる。

①電波監視

電波監視業務の例として、重要無線通信への混信・妨害への対応業務がある。重要無線通信は、電気通信事業に供する無線通信、放送、気象業務、鉄道事業に供する無線通信であり、国が直接関与する重要無線通信の例としては、航空無線通信、航空管制用無線通信、緊急・遭難通信、気象衛星通信などがある。平成18年度における重要無線通信への混信妨害申告件数は684件であり、そのうち、国が直接関与する重要無線への混信・妨害件数は284件である。

また、重要無線通信への混信・妨害申告件数の推移は次のとおりである。

(単位:件)

年度	国が直接関与する重要無線通信	その他の重要無線通信	計
平成 18 年度	284	400	684
平成 17 年度	279	395	674
平成 16 年度	207	385	592

②周波数逼迫対策技術試験事務

周波数逼迫対策技術試験事務の例は次のとおりである。

案件名	17～19 年度 合計予算額	想定する無線 システム
公共・公益分野における移動無線システムのブロードバンド化に関する調査	2.6 億円	移動通信システム
重要無線通信の高密度利用に関する調査	5.3 億円	固定マイクロ回線
レドームの減衰低減技術の高度化	2.8 億円	レーダー
合 計	10.7 億円	

③電波利用料資源拡大のための研究開発

電波利用料資源拡大のための研究開発の例は次のとおりである。

案件名	17～19 年度 合計予算額	想定する無線 システム
レーダーの狭帯域化技術の研究開発	18.7 億円	気象レーダー 船舶レーダー

また、国等の無線局における全額免除又は半額免除の各金額及びそれらの合計額は次のとおりである。

(単位:億円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
全額免除対象局における全額免除額の計	8.8	9.0	9.4	9.4	11.7
半額免除対象局における半額免除額の計	3.4	3.5	3.6	3.7	4.2
全・半免対象局における免除額の合計	12.4	12.5	13.0	13.1	15.9

上記より、国等の無線局はある一定の受益があり、この負担についても電波利用共益費で賄われていることから、本来、国の機関が負担すべき額が国庫循環の観点から免除されていることと矛盾している。また、前節において、公共性の観点では電波を利用するすべての無線局については何らかの公共性があるとの指摘があり、国の無線局の中で真に高い公共性の概念について整理する必要がある。

また、国等が使用する無線局の大部分は、3GHz 以下の逼迫した周波数帯域で使用されていることもあり、規制改革会議でも指摘されているとおり、国等の無線局についても電波の有効利用がなされているか検討する必要がある。

なお、国等の無線局における電波の有効利用の状況については、野村総合研究所から「国等の無線局における電波の有効利用努力の評価結果」(別途参照)の報告があった。

「電波有効利用政策研究会 最終報告書」(平成16年10月)では、「電波利用料を徴収しても、国の場合には国庫の中での循環であるため、徴収の実益に乏しい」との指摘があったが、電波利用料は特定財源であり、この指摘は必ずしもあたらない。

現在、国について電波利用料を徴収することは、歳出の中で各所に電波利用料相当額をたてることとなり、いたずらに事務の煩雑化を招くだけで実益がないことから、電波法関係手数料の取扱いと同様に、国については、電波利用料を徴収しないこととされている。しかしながら、徴収コストの増を考慮してもなお周波数の有効利用につながる十分な実益が想定されることから、徴収の意味はあると考えられ、原則として、国等の無線局は、電波利用料を負担することが適当である。

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)において、「真に高い公共性を有し、かつ、電波の有効利用努力を十分に行っている場

合を除き、原則として、国等にも電波利用料負担を求めることが必要」とされたところ、非常時の国民の安全・安心を直接の目的とした無線局について電波利用料を免除又は減額することは、この考え方に整合すると考えられる。

船舶、航空に関する国際協定等の外的要因から直ちに無線システムを変更できない事情等を勘案し、減額した電波利用料を徴収することも考慮する必要がある。ただし、他方で、今後も電波有効利用努力を観察していくことが必要である。

一方、ピーク、オフピークでの電波の利用の柔軟性ができていない状況において、上記の無線局に単純に有効利用度合いの評価を行うことは難しいが、少なくともオフピークでの電波有効利用がなされるよう努力すべきである。

独立行政法人、国立大学法人については、交付金の中の経営努力で事業を行うものであり、非常時の国民の安全・安心を直接の目的とした無線局を引き継いでいるわけでもなく、国の機関と同一に論じる必要性が薄い。したがって、独立行政法人、国立大学法人においては、電波利用料を減免なく負担するものとする。

第4節 免許不要局の電波利用料負担

同章第1節の「負担の原則」において、電波を利用する無線局は利用者、免許形態に関係なく、なんらかの負担があるものを基本と整理したことを踏まえ、免許不要局においても検討すべきではないかと問題提起もあったところ。

しかし、本研究会においては、

- ① 「利用料のスタートが管理費であるということを考えると、実際に電波を利用するときに、保護されている、あるいは何らかの管理を受けているということが大前提になっている。」(構成員)、
- ① 「現在の微弱電波といった免許不要局については、電波利用の監理の発生、安定的に使うための施策がとられているのかを勘案すべき。」(製造業者)、
- ② 「大量の無線局が出荷されることを前提とすると社会全体の課題解決のための電波利用という観点があり、免許不要局への負担のあり方、あるいは算定の仕方を考慮すべき。」(製造業者)

の意見があった。

電波利用共益事務は、無線局全体の受益となるものであり、免許不要局であっても、その費用負担に応じるべきことが原則。

技術基準が策定されているものについては、電波監理を受けているものであり、負担については、今後検討していくことが必要。

周波数帯を占有して使用する免許不要局については、電波監理がなされており、安定的な電波利用が期待されるものであることから、負担については、今後検討していくことが必要。

上記の検討に当たっては、徴収方法、負担額に対する徴収コスト等について考慮されるべきである。

第5節 各無線システム内での個別配分における勘案要素

各無線システム内において、電波の有効利用を促進するため、電波の逼迫程度を勘案した地域性や出力等の量的要素の勘案を導入している。

(参考)

① 地域特性

マイクロ固定局通信や地球局等に係る金額の計算に当たっては地域によって電波の逼迫の程度に有意な差が認められる点を勘案することとしている。

地域特性の勘案に当たっては、人口密度や基地局密度等を勘案し、全国を4つの地域に区分し、第1地域〔東京都(過疎地・離島を除く)〕:第2地域〔神奈川県及び大阪府(同左)〕:第3地域〔その他の道府県(同左)〕:第4地域(過疎地・離島)の比率を10:5:1:0.5として料額を設定。

② 出力

PHSの基地局やラジオ局等、その通信方式によって、個々の無線局の出力に有意な差が認められているものについて、必要に応じ、出力を勘案して金額を計算。

免許人等からの勘案要素に対する要望として、電波特性、施設共用化、ローミング、利用効率、通信量・利用頻度があげられているが、これを勘案要素とすべきか検討する必要がある。

勘案要素に加えるべきものとして提案のあったもののうち、

- 1) 電波特性、施設共用化、ローミングに関しては、これを勘案することが、必ずしも電波の経済的価値を勘案することになるものではないと考えられ、又、
- 2) 通信量、利用頻度に関しては、これを勘案することは、電波の有効利用を促す

考え方と逆行することになりかねないことから、
何れも、採用することは適当でないと考えられる。

なお、電波の利用効率を勘案することについては、前回の見直しで採用した広域専用電波に係る料額の考え方を今後とも採用することで対応することが適当と考えられる。

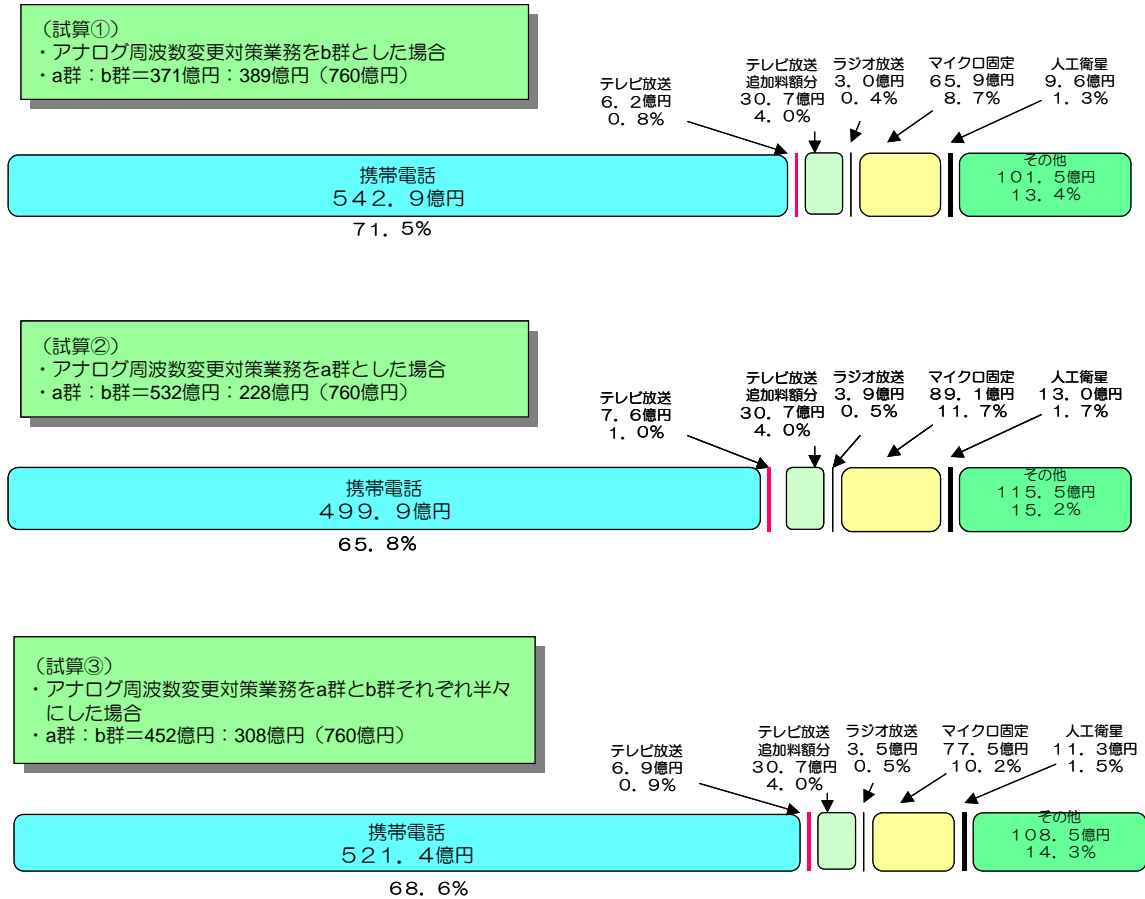
＜電波利用料制度に関する研究会 構成員リスト＞

(敬称略、五十音順)

	大谷和子	株式会社日本総合研究所法務部長
	黒川和美	法政大学経済学部教授
	鈴木康夫	東京農工大学工学部教授
(座長代理)	高畑文雄	早稲田大学理工学術院教授
(座長)	多賀谷一照	千葉大学法経学部教授
	土屋大洋	慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科准教授
	湧口清隆	相模女子大学学芸学部准教授

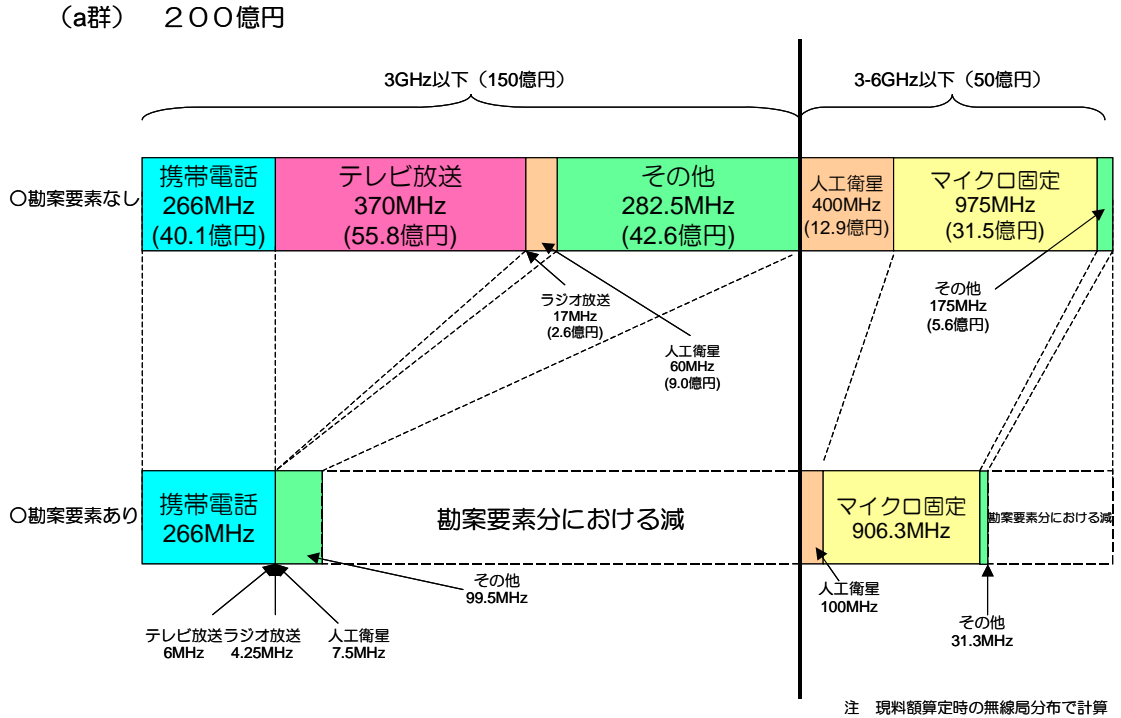
a群とb群の用途の振り分けを変えた場合の 現行制度における負担の試算例

(勘案要素あり)

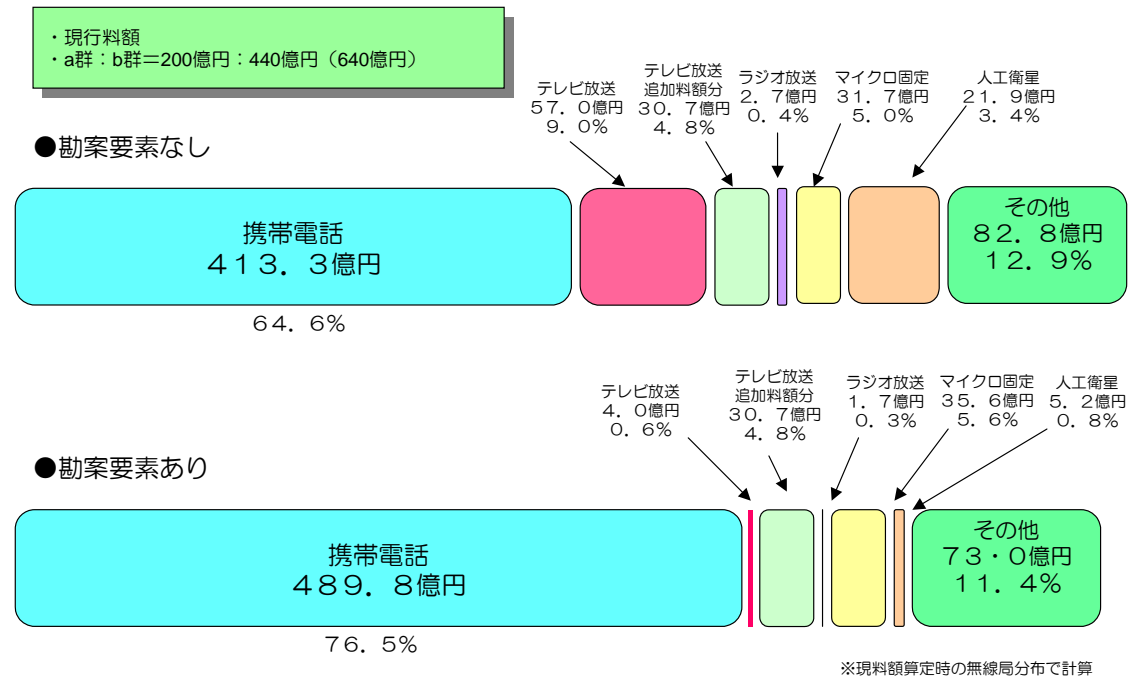


※現料額算定時の無線局分布で計算

勘案要素の有無による電波利用料の負担



勘案要素の有無による現行制度における負担の試算例



携帯電話事業者と放送事業者の経済指標による比較について

2007年5月31日

MRI 株式会社 三菱総合研究所
社会情報通信研究本部

目次

I 本資料の内容	… P2
II 経済指標のベース	… P3
III 各経済指標の定義・概要	… P4
IV 連結ベースの経済指標による比較	… P5
V 単体ベースの経済指標による比較	… P7
VI ベース調整後の経済指標による比較	… P9
VII 周辺産業を含めた市場規模による比較	… P10
VIII まとめ	… P12
(参考1)平成18年度の経済指標による比較	… P13
(参考2)携帯電話業界と放送業界の経営状況	… P14

I 本資料の内容

1 本資料の目的

- (1) 本資料は、電波を利用する二大産業である携帯電話業界と放送業界について、産業規模に対する電波利用料額の比率を比較分析することで、電波利用料支払の公平性の検討に資する客観的データを提供するものである。

2 本資料の内容

- (1) 本資料では、産業規模を表す複数の経済指標を用いて、比較分析を行っている。
- (2) 資料IV以降では、「電波利用料と各経済指標の相対比率(電波利用料(決算額)÷各経済指標)」を、携帯電話業界、放送業界別に推計・図示している。
- (3) 各グラフは、平成17年度と、平成15～17年度の3か年平均の2種類で推計・図示している。
(平成17年度単年度で見た場合に、特殊要因や一時的要因による経済指標のぶれがありうるため)

3 データの見方

- (1) 「電波利用料と各経済指標の相対比率」の比率が高い業界(企業)が、各業界(企業)の経済規模に比べて、相対的に多くの電波利用料を課されたことを示している。

II 経済指標のベース

1 経済指標について、①連結ベース、②単体ベースの2つの観点考えられる。

- 連結ベースの経済指標については、当該企業グループ全体の財務動向を示すものであり、有価証券報告書において、多様なデータが公開・収集可能となっている。ただし、電波事業とは直接的な関係性が薄い子会社や他事業のデータも含んでしまうため(例 放送事業者の中には、通信販売事業やビデオ・音楽ソフトの販売事業などを行っている子会社を、連結対象としている事業者がある)、電波利用料との比較においては、適切性に課題がある。
- 単体ベースの経済指標については、親会社の財務動向を示すものである。連結ベースと比べた場合、子会社が含まれないため、電波利用料との比較においては適切性は高い。ただし、グループ全体での比較ができない(例 NTTドコモを単体ベースで見た場合には、その経済指標は地域のNTTドコモ各社を含まないため、ドコモグループ全体という見方ができない)といった課題がある

2 このため、連結ベース及び単体ベースそれぞれにおいて、各経済指標を用いて多角的に分析することとする。

- なお、「電波利用料と各経済指標の相対比率」の算定においては、その分子にあたる「電波利用料」に関して、①では連結ベースの電波利用料合計額、②では単体ベースの電波利用料(親会社のみ電波利用料)を用いることとする。

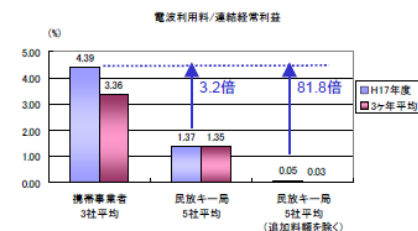
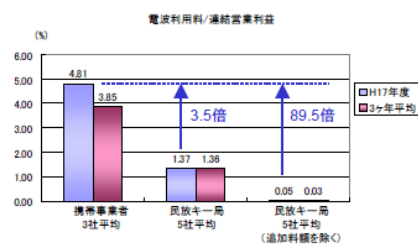
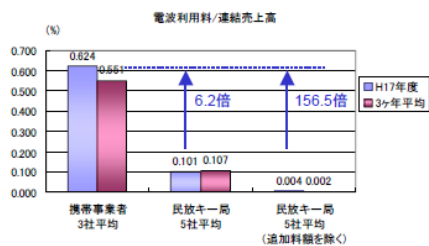
Ⅲ 各経済指標の定義・概要

本資料で用いる経済指標の定義・概要は以下のとおりである。

経済指標	定義・概要
売上高(営業収益)	各種の事業によって得た収入の合計額を指す。
営業利益	営業利益＝売上総利益－販売費及び一般管理費用。 営業利益は、本業での収益状況を示す。売上総利益とは、売上高から売上原価を除いたもの。
経常利益	経常利益＝営業利益＋営業外収益－営業外費用。 経常利益は、本業と財務活動を合わせた、企業の経常的な利益獲得能力を示す。 営業外収益や営業外費用とは、利息(受取利息、支払利息)などの、本業以外の財務活動を示す。
総資産(資産)	総資産＝資本＋負債。現金等の流動資産と、建物・設備等の固定資産の合計額である。
純資産(自己資本)	純資産＝総資産－負債。資本金、資本剰余金、利益剰余金の合計額であり、他人資本(負債)と異なり、返済義務が無い。
自己資本比率	自己資本比率(%)＝純資産÷総資産×100。 自己資本は返済義務がないため、自己資本比率が高い企業は、比較的、経営の安全度が高いとされる。
有利子負債比率	有利子負債比率(%)＝有利子負債÷純資産×100。 有利子負債は、短期借入金、長期借入金、社債などの合計額であり、金利を付けて返済しなければならない負債を示す。 そのため、ある企業の、有利子負債比率が高い場合(純資産に対して、有利子負債が大きい場合)は、その企業の財務状況が良くないことを示す。
売上高減価償却費率	売上高減価償却費率(%)＝減価償却費÷売上高×100。 売上高減価償却費率が高い場合、売上高(事業規模)に比べて、設備投資を積極的に行っていることを示す。
売上高営業利益率	売上高営業利益率(%)＝営業利益÷売上高×100。 売上高営業利益率は、本業の営業活動の利益率を示すものであり、この指標が高い企業は、収益性が高いことを示す。

Ⅳ 連結ベースの経済指標による比較①

- 全般に、放送業界よりも携帯電話業界の方が電波利用料の支払比率は高い傾向にある。
- 売上高に対する支払比率では、携帯電話業界が6.2倍と格差が大きい。利益に対する支払比率では、格差は3.2倍(経常利益)～3.5倍(営業利益)とやや縮小する(携帯電話の方が利益率が高いため)。
- テレビ放送事業者については、サイマル放送の受益分における追加的電波利用料の徴収があるため、追加料額を除いた場合の支払比率も示している。追加料額を除いた場合、格差はさらに拡大する。(以降の頁も同様)



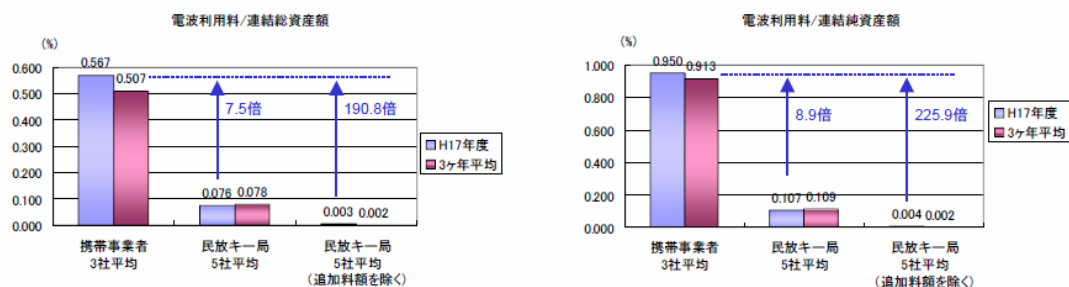
※注1 有価証券報告書および総務省データよりMRI推計。

※注2 各グラフ内の倍率は、携帯電話事業者3社平均と、民放キー一局5社平均の、支払比率の格差を示す。

※注3 NTTドコモは、米国会計基準のため、同社の連結経常利益については、税引前利益額を用いて算定した。

IV 連結ベースの経済指標による比較②

- 資産に対する電波利用料の支払比率も、携帯電話業界の方が大きい。
- 連結総資産額に対する支払比率では、携帯電話業界が7.5倍と格差が大きい。連結純資産額で見た場合には、格差は8.9倍とさらに拡大する(放送業界の方が自己資本比率が高いため)。

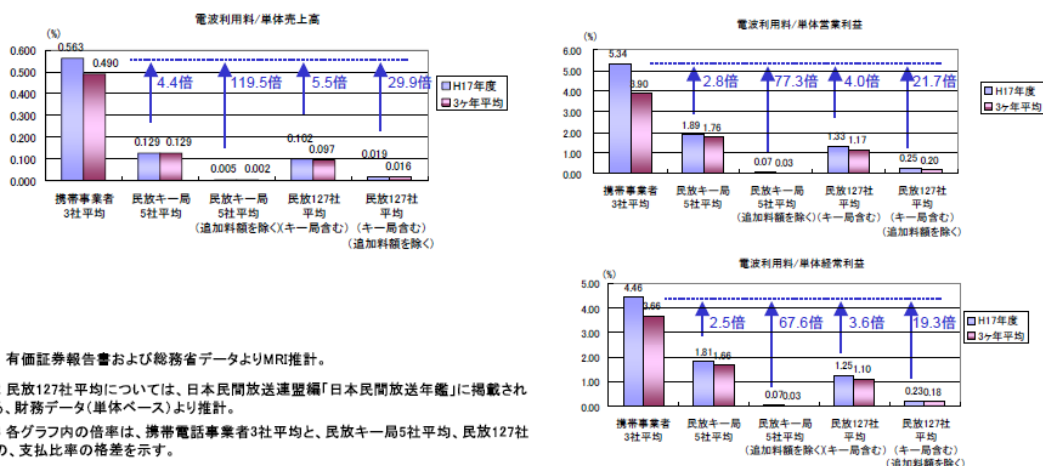


※注1 有価証券報告書および総務省データよりMRI推計。

※注2 各グラフ内の倍率は、携帯電話事業者3社平均と、民放キー局5社平均の、支払比率の格差を示す。

V 単体ベースの経済指標による比較①

- 単体ベースで見た場合でも、全般に携帯電話業界の方が放送業界よりも電波利用料の支払比率が高い。
- ただし、連結ベースと比べると、支払比率の格差はやや縮小している。放送業界では、電波事業以外の事業(通信販売業、ビデオ・音楽ソフト販売業など)を行う子会社の経済規模が大きいことが要因であると考えられる。
- 民放127社平均で見た場合、キー局5社平均よりも支払比率がさらに低下する。ただし、テレビ放送事業者の追加料額を除いた場合には、逆に民放127社平均の方が支払比率は高くなる。



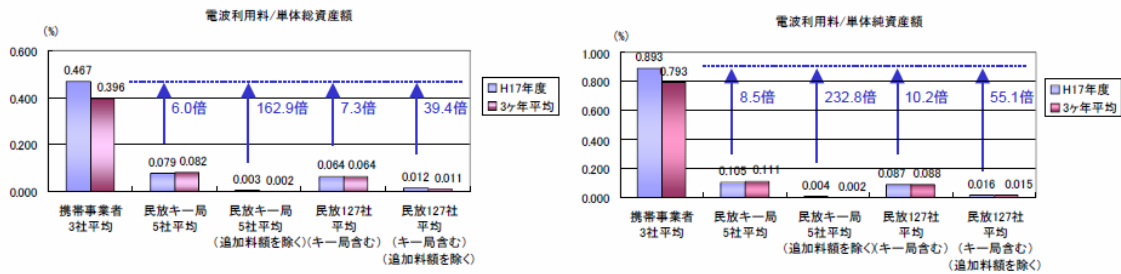
※注1 有価証券報告書および総務省データよりMRI推計。

※注2 民放127社平均については、日本民間放送連盟編「日本民間放送年鑑」に掲載されている、財務データ(単体ベース)より推計。

※注3 各グラフ内の倍率は、携帯電話事業者3社平均と、民放キー局5社平均、民放127社平均の、支払比率の格差を示す。

V 単体ベースの経済指標による比較②

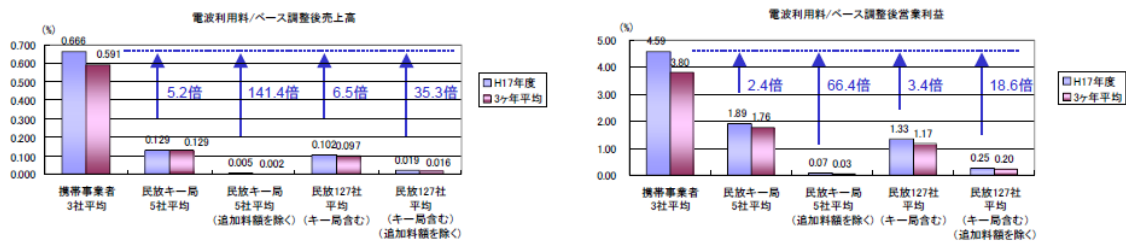
- 単体ベースで見た場合も、資産に対する電波利用料の支払比率は携帯電話業界の方が大きい。
- 単体総資産額に対する支払比率では、携帯電話業界が6.0倍と格差が大きい(連結ベースよりは縮小している)。単体純資産額で見た場合には、格差は8.5倍と拡大する(放送業界の方が自己資本比率が高いため)。
- 民放127社平均で見た場合、キー局5社平均よりも支払比率がさらに低下する。ただし、テレビ放送事業者の追加料額を除いた場合には、逆に民放127社平均の方が支払比率は高くなる。



※注1 有価証券報告書および総務省データよりMRI推計。
 ※注2 民放127社平均については、日本民間放送連盟編「日本民間放送年鑑」に掲載されている、財務データ(単体ベース)より推計。
 ※注3 各グラフ内の倍率は、携帯電話事業者3社平均と、民放キー局5社平均、民放127社平均の、支払比率の格差を示す。

VI ベース調整後の経済指標による比較

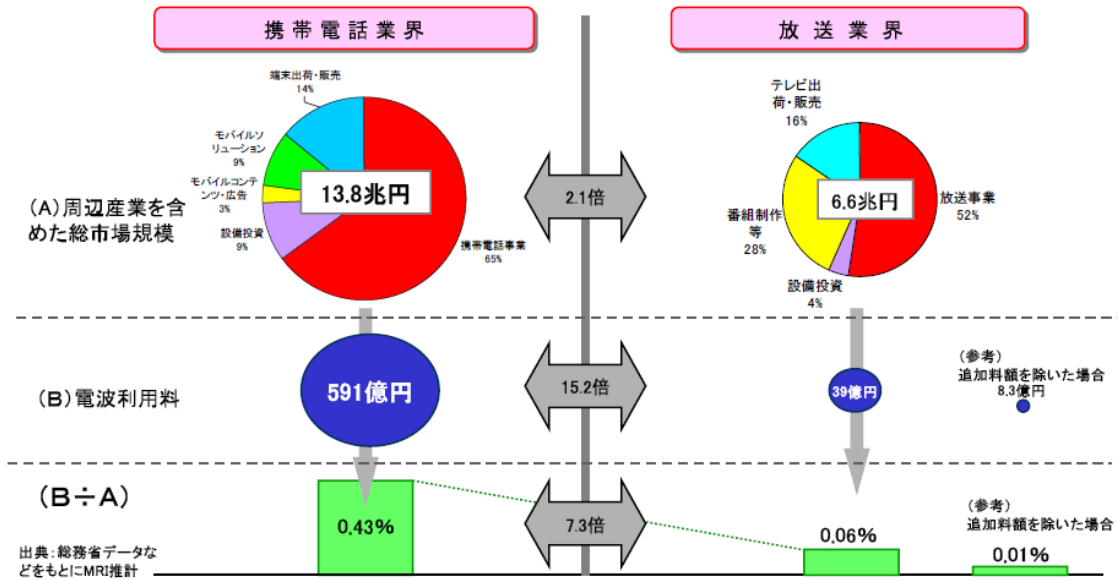
- 「Ⅱ 経済指標のベース」で述べたように、①連結ベース、②単体ベースの経済指標には、それぞれ課題がある。
 - ①連結ベースの経済指標は、電波事業とは直接的な関係性が薄い子会社や他事業に関するデータも含んでしまう。
 - ②単体ベースの経済指標は、電波事業に関連性が高い子会社のデータが反映されない。(NTTドコモの地域子会社(NTTドコモ北海道など)や、KDDIのツーカー、沖縄セルラーなど)
- そこで、上記の課題を解消する方法として、経済指標について下記のような調整を行い、再検証した。
 - 放送業界、および、ソフトバンクモバイルについては単体の経済指標を使用。
 - NTTドコモとKDDIについては、有価証券報告書における移動体事業セグメント(連結)の経済指標を使用。
- ベース調整後の比較においても、両業界の電波利用料の支払比率には大きな格差がある。



※注1 有価証券報告書および総務省データよりMRI推計。
 ※注2 民放127社平均については、日本民間放送連盟編「日本民間放送年鑑」に掲載されている、財務データ(単体ベース)より推計。
 ※注3 各グラフ内の倍率は、携帯電話事業者3社平均と、民放キー局5社平均、民放127社平均の、支払比率の格差を示す。

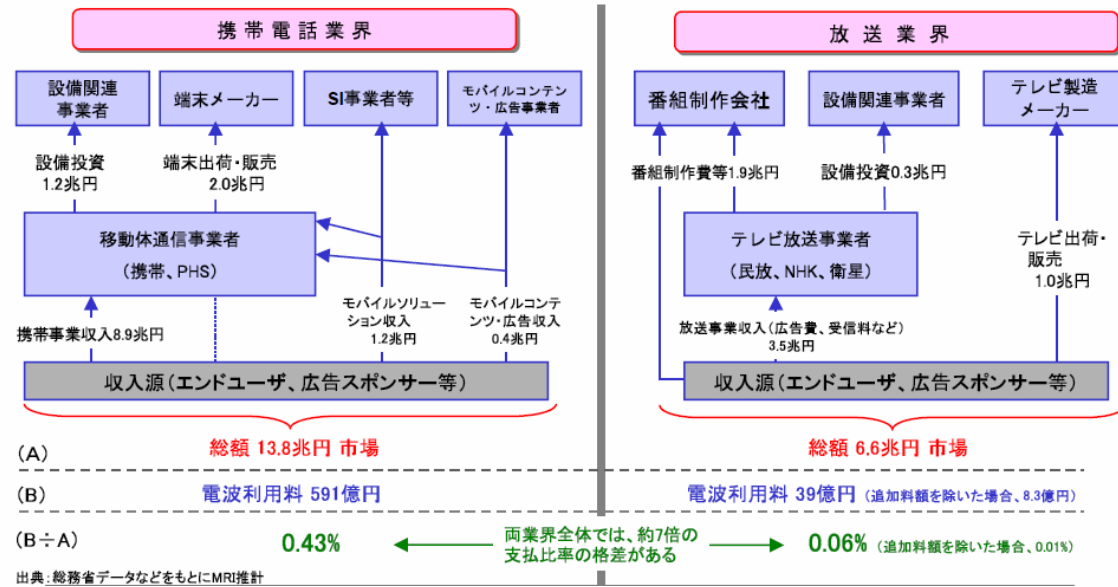
VII 周辺産業を含めた市場規模による比較(平成17年度)①

- 周辺産業を含めた総市場規模の面から電波利用料の支払比率を比較すると、携帯電話業界と放送業界とでは7.3倍の格差が見られる。



VII (参考) 周辺産業を含めた市場規模による比較(平成17年度)②

- 各産業における周辺産業の範囲と市場規模は、下図に示すとおりである。

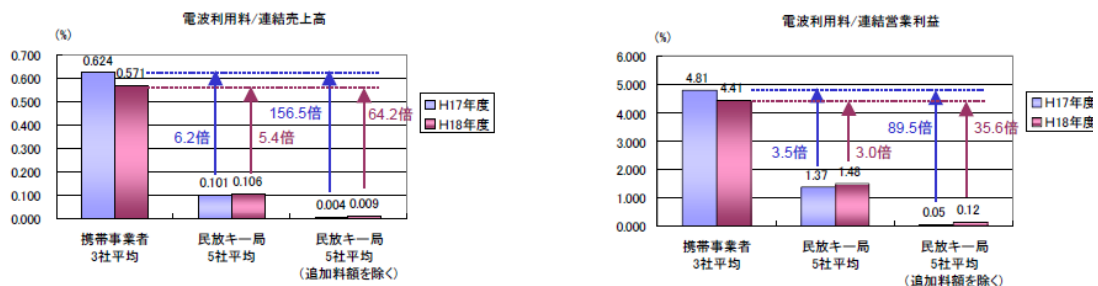


Ⅷ まとめ

- 1 本資料では、電波を利用する二大産業である携帯電話業界と放送業界について、産業規模に対する電波利用料額の比率を推計し、比較を行った。比較に際しては複数の観点(連結、単体など)、指標(売上、利益、資産など)を用いた。
- 2 比較の結果、携帯電話産業の方が、その産業規模に比して電波利用料を多く支払っていることが判明した。その格差は、売上ベースの指標では4.4～6.5倍、利益ベースの指標では2.4～4.0倍、資産ベースの指標では6.0～10.2倍程度である。また、周辺産業を含めた市場規模に対する支払比率の観点でも、7.3倍の格差が観測された。

(参考1)平成18年度の経済指標による比較

- 平成18年度の経済指標に関しては、有価証券報告書における確定値が公表されていないなどの理由により、厳密な比較はできない。
- 参考として、各社決算短信等のデータを用いて、主要指標についての推計を行った。その結果、全般的な傾向については平成17年度と同様であることが確認された。

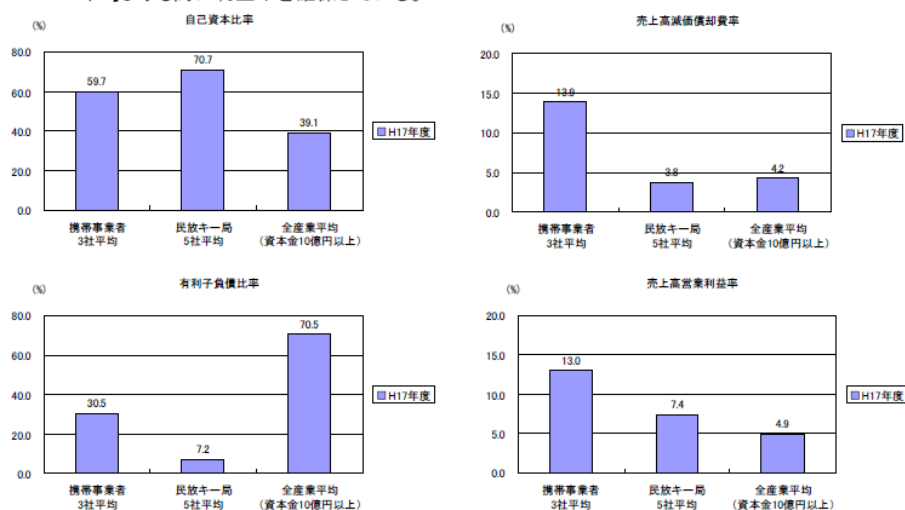


※注1 有価証券報告書、決算短信、および総務省データ等よりMRI推計。

※注2 各グラフ内の倍率は、携帯電話事業者3社平均と、民放キー局5社平均の、支払比率の格差について、各年度ごとに示したものである。

(参考2) 携帯電話業界と放送業界の経営状況

- 携帯電話業界、放送業界ともに、全産業平均よりも自己資本比率が高く、有利子負債比率は低い。両業界、特に放送業界の財務は安定的であると評価できる。
- 売上高減価償却費率は、携帯電話業界の方が放送業界よりも高い。両業界とも、投資負担を吸収しながら、全産業平均よりも高い利益率を確保している。



※注 有価証券報告書などよりMRI推計。全産業平均については、財務省「法人企業統計調査」をもとにMRI推計。